

現場説明書

工事名 国立青少年教育振興機構
国立オリンピック記念青少年総合センターセンター棟改修工事

国立青少年教育振興機構財務部施設管理課			
課長	課長補佐	施設管理課	担当

- 1 工事名 国立青少年教育振興機構
国立オリンピック記念青少年総合センターセンター棟改修工事
- 2 工事場所 東京都渋谷区代々木神園町3-1 (国立オリンピック記念青少年総合センター構内)
- 3 完成期限 令和5年3月31日 (金曜日)

4 一般事項

現場説明書の適用方法

- (1) ・印で始まる事項については、○印を付した事項のみ適用する。
- (2) 文中及び表中の各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については記入してある事項のみ適用する。
- (3) ——印又は×印で抹消した事項は全て適用しない。

5 施工に関する事項

(1) 工事用地

範囲は監督職員と協議の上決定し、使用にあたっては「工事用地使用許可願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。ただし、工事用地の借料は無償とする。

(2) 仮設物の設置等

① 仮設建物等

仮設建物等を設置するときは、「仮設物設置許可願」を監督職員に提出して発注者等の承諾を得ること。

② 障害物の撤去又は移設

障害物の撤去又は移設をするときは、監督職員の指示により行うこと。

③ 仮囲い等

仮囲い等を設けるときは、別図の位置に、図示の種類によること。

④ 監督職員事務所

・設ける (号) 設けない

号	1	2	3	4	5	6
規模 (m ²)	10内外	20内外	35内外	65内外	100内外	

⑤ 仮設物の維持管理等

仮設物は、施工、監督及び検査に便利かつ安全な材料構造でかつ関係法規に準拠して設置するものとし、常に維持保全に注意すること。

⑥ 墜落制止用器具の着用について

労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)による墜落制止用器具(フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等)とする。

⑦ その他

- a) 工事期間中、近隣住民等第三者には、十分注意を払うこと。
- b) 既存施設や道路等を汚損もしくは破損したときは、速やかに監督職員と協議の上原状に復するものとする。
- c) 撤去工事における騒音、塵埃等には十分注意し、必要に応じて養生等の処置を講ずること。
- d) 工事車両等の運行にあたっては、安全対策について、監督職員と十分協議の上事故防止に努める。

(3) 工事用電力等

- ① 工事用電力、電話、給水、排水等は受注者において手続きの上設置し、その費用及び使用料は受注者の負担とする。
- ② 工事用電力
・ 電力会社と協議の上引き込む 〇構内より分岐できる
- ③ 工事用電話
・ 構外より引込む。 〇携帯電話にて対応する
- ④ 工事用給水
・ 構外より引込む。 〇構内より分岐できる。 ・ さく井する。 ・
- ⑤ 工事用電力、電話、給水の引き込み位置は別図により、排水は別図又は監督職員の指示による。
- ⑥ 工事に際して、学内の上水道、下水道施設を使用するときは「上(下)水道使用願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。
- ⑦ その他
工事用電力、工事用給水を構内より分岐する場合は、受注者の負担において電力量計、量水器を設置し、料金は国立オリンピック記念青少年総合センターへ納入する。

(4) 工事写真等

① 工事写真等

工事写真等は、文部科学省が定めた「工事写真撮影要領」により撮影し、次表のものを提出すること。

区 分	大 き さ	種 類	組
敷地状況写真	サービス判	カラー	1組
工 事 写 真	サービス判	カ ラ ー	1組
完 成 写 真	サービス判	カラー	1組

※ 完成写真はファイルし、表紙に工事名、工期を記入し、撮影方向等を明示した配置図、平面図を添付すること。

② その他

~~質疑回答書、現場説明書、特記仕様書及び設計図（発注図）のA3版2つ折り製本を3部提出すること。~~

(5) その他

鍵は、各組（一組は同一鍵3本）毎に鍵札（アクリル製）を付け、キープラン及び鍵リストを添えて鍵箱（鍵掛け付き）に納めて提出すること。

6 契約に関する事項

(1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構工事請負契約基準（以下、「基準」という。）の運用

① 基準第3の規定による、

工事費内訳明細書 { 〇 提出する。
・ 提出しない。

工 程 表

- 提出する。
- ・ 提出しない。

- ② ~~基準第25第1項の規定により請負代金額の変更を請求する場合は、発注者又は受注者から請求のあった日から起算して、残工事の工期が2月以上ある場合とする。~~
- ③ ~~基準第25第2項の残工事代金額を算出する根拠となる残工事量を確認する場合において、工事の工程が受注者の責により遅延していると認められる場合は遅延していると認められる工事量を残工事量に含めないものとする。~~
- ④ 基準第29第4項にいう「請負代金額」とは、損害を負担する時点における請負代金額をいう。
- ⑤ 天災、その他不可抗力による1回の損害合計額が前項にいう請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を越えるときは20万円）に満たないものは損害合計額とみなさないものとする。
- (2) 契約の保証について
- 落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、次の①から⑦のいずれかの書類を提出しなければならない。
- ① 契約保証金として納付するものが、現金の場合は、保管金領収証書及び契約保証金納付書
- ア 保管金領収証書は、三菱UFJ銀行渋谷支店に契約保証金の金額に相当する金額の現金を払い込んで交付を受けること。
- イ 保管金領収証書の宛名の欄には、独立行政法人国立青少年教育振興機構 出納責任者 山川 寿典と記載するように申し込むこと。
- ウ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- エ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、契約保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- オ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金払渡請求書を提出すること。
- ② 契約保証金の納付に代わる担保が、国債（国債に関する法律の規定により登録された国債を除く）、政府の保証のある債券、銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債券で政府の保証のある債券以外のもの、地方債及び独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める社債の場合は、政府保管有価証券払込済通知書及び契約保証金納付書
- ア 政府保管有価証券払込済通知書は、三菱UFJ銀行渋谷支店に契約保証金の金額に相当する金額の当該有価証券を払い込んで、交付を受けること。
- イ 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、独立行政法人国立青少年教育振興機構 出納責任者 山川 寿典と記載するように申し込むこと。
- ウ 請負金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- エ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保管有価証券は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- オ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。
- ③ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関が振り出し又は支払を保証した小切手、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形である場合は、当該有価証券及び契約保証金納付書
- ア 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- イ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該有価証券は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- ウ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。
- ④ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関に対する定期預金債権の場合は、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面及び契約保証金納付書
- ア 当該債権に質権を設定し提出すること。
- イ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- ウ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該債権は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- エ 受注者は、工事完成後、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**から当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面の返還を受けるものとする。
- ⑤ 債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書及び契約保証金納付書
- ア 債務不履行による損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。
- イ 保証書の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**と記載するように申し込むこと。
- ウ 保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- エ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- オ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。
- カ 保証期間は、工期を含むものとする。
- キ 保証債務履行請求の有効期間は、保証期間経過後6カ月以上確保されるものとする。
- ク 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の

取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

ケ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、金融機関等から支払われた保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

コ 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成后、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**から保証書（変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還すること。

⑥ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

ア 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。

イ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

ウ 保険証券の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**と記載するように申し込むこと。

エ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

オ 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。

カ 保険期間は、工期を含むものとする。

キ 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

ク 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保険金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

⑦ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

ア 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。

イ 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**と記載するように申し込むこと。

ウ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

エ 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。

オ 保証期間は、工期を含むものとする。

カ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

キ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(3) 工事請負代金債権の債権譲渡

この工事の受注者は、下請セーフティーネット債務保証事業又は地域建築業経営強化融資制度のいずれかに係る融資を受けることを目的として、工事請負代金債権の債権譲渡を申し出ることができるものとする。

(4) 下請契約の締結

受注者は、下請負人を使用する場合は、「建設工事標準下請契約約款」（昭和52年4月26日中央建設業審議会決定）に準拠した適切な下請契約を締結すること。また、「建設業法令遵守ガイドライン（第5版）-元請負人と下請負人の関係に係る留意点-」（平成29年3月国土交通省土地・建設産業局建設業課）により適切な取引をすること。

(5) 建設産業における生産システム合理化指針の遵守等について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成3年2月5日付け建設省経構発第2号の3建設省建設経済局長通知）において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。また、下請代金の支払については発注者から受取った前払金の下請建設業者に対する均てん、下請代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等その適正化について特段の配慮をすること。

(6) 監督職員の権限

基準第9第2項第1号から第3号に示す範囲とする。

(7) 請負代金の支払

請負代金（前払金及び~~中間前払金~~を含む）は、受注者からの適法な支払請求書に応じて独立行政法人国立青少年教育振興機構財務部財務課から2回以内に支払うものとする。

(8) 請負代金の前払い

公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の4」以内の額の前払金を請求することが出来る。~~また、前払金の支払を受けた後、公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の2」以内の額の中間前払金を請求することができる。~~

(9) 工事関係保険の締結

この工事の受注者は、速やかに、次の付保条件により、組立保険契約（共済その他これに準じる機能を有するものを含む。）締結すること。

① 保険対象

工事請負契約の対象となっている工事全体とすること。

② 保険契約者

受注者とすること。

③ 被保険者

発注者並びに受注者及びそのすべての下請負人（リース仮設材を使用する場合には、リース業者を含む。）とすること。

④ 保険金額

請負代金額と同額とすること。ただし、支給材料又は貸与品の価額が算入されていないときはその新調達価額を加算し、保険の目的に含まれない工事の費用（解体撤去工事費、用地費、補償費等をいう。）が算入されているときはその金額を控除すること。

⑤ 保険金支払額の控除額（免責額）

請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を超えるときは20万円）未満とすること。

⑥ 保険金請求者

受注者とすること。

⑦ 保険期間

工事着手の日から工事目的物の完成引渡しの日までの期間とすること。

⑧ 特約条項

ア 同一発注者による同一工事場内における分離発注工事の隣接工区受注者相互間の求償権不行使特約を付帯すること。

~~イ 水災危険担保特約を付帯すること。~~

ウ 次の付保条件により、損害賠償責任担保特約を付帯（請負業者賠償責任保険その他これに準じる機能を有するものを付保することを含む。）すること。

（ア）対人賠償保険金額は、1名につき1億円以上かつ1事故につき10億円以上とすること。

（イ）対物賠償保険金額は、1事故につき1億円以上とすること。

（ウ）発注者受注者相互間の交差責任担保特約を付帯すること。

（エ）分離発注工事の隣接工区に対する賠償責任担保特約を付帯すること。

⑨ その他

ア ここで示す付保条件は、工事関係保険として最低限必要と思われる付保条件であり、受注者が受注者の判断でこれ以上の付保条件で工事関係保険を付保することを妨げるものでない。ただし、当該付保条件についても発注者が指示したものとみなす。

~~イ 建物の建築工事の受注者は、分離発注される当該建物の付帯設備工事の受注者と協議の上、建築工事の受注者が保険契約者となり、付帯設備工事の受注者を被保険者に加え、一括して建設工事保険契約を締結することも可能である。~~

ウ 受注者が工事関係保険契約を締結したときは、遅滞なく、その保険証券を発注者に提示すること。ただし、総括契約方式による付保の場合は、保険会社の引受証明を発注者に提示すること。

エ 工事関係保険契約締結後に設計変更等により工事期間又は請負代金額に変更を生じた場合などには、速やかに、付保条件について変更の手続をとること。

7 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構が発注する建設工事（以下「発注工事」という）において、暴力団員、暴力団員準構成員又は暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という）による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

8 その他

(1) 工事実績情報サービス（CORINS）への登録

この工事の受注者は、工事契約内容及び施工内容について契約締結後10日以内に、登録内容に変更があったときは登録内容に変更が生じた日から10日以内に、完成引渡しについて完成引渡し後10日以内にそれぞれの情報を財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報サービス（CORINS）への登録すること。

(2) 公共事業労務費調査への協力

毎年定期的実施される公共事業労務費調査への協力を依頼することがあるので、労働基準法第108条による賃金台帳を整備しておくこと。

なお、賃金台帳の整備にあたっては、全国建設業協会刊「建設現場の賃金管理の手引き」によること。

(3) 建設業退職金共済制度について

- ① 建設業退職金共済組合に加入するとともに、その建設業退職金共済制度の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。
- ② 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。
- ③ 掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出すること。

~~(4) 工事成績評定について~~

~~この工事は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（令和元年10月18日閣議決定）に基づき、文部科学省が定めた工事成績評定要領（平成20年1月17日付け19文科施第370号）による工事成績評定の対象工事である。~~

~~(5) ワンデーレスポンスの実施について~~

~~本工事はワンデーレスポンスの実施対象工事である。~~

- ④ ~~ワンデーレスポンスとは、発注者からの質問、協議に対して、発注者は、基本的に「その日のうちに」回答するよう対応することである。なお、即日回答が困難な場合に、いつま~~

~~でに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうちに」することを含むものとする。~~

~~② 受注者は、実施工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。~~

~~③ 受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。~~

(6) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について

① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上定める。

② 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

(7) 現場代理人の工事現場における常駐の緩和について

① 基準第10第3項に規定する現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないとは、以下のものとする。

ア 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。）。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上、定める。

イ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、発注者に通知した日とする。

ウ 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。

エ 工事現場において作業等が行われていない期間。

② 基準第10第3項に規定する発注者との連絡体制が確保されるとは、発注者又は監督職員と携帯電話等で常に連絡が取られること、かつ、発注者又は監督職員が求めたときは、工事現場に速やかに向かう等の対応が取られることとする。

③ その他請負契約の締結後、監督職員と協議の上、現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間を定める。

(8) 建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の工事における取扱いについて

本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を認めない。

~~④ 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特定監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下のア～ウの要件を全て満たさなければならない。~~

~~ア 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。~~

~~イ 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定品目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。~~

~~ウ 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。~~

~~エ 同一の特定監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される~~

~~場合に限る)については、これら複数の工事を一の工事とみなす)~~

~~オ 特例監理技術者が兼務できる工事は〇〇地域内(例:〇〇市、〇〇市及び〇〇町)の工事でなければならない。~~

~~カ 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立合等の職務を適正に遂行しなければならない。~~

~~キ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。~~

~~ク 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。~~

② 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合、前項ア〜クの事項について確認できる書類を提出すること。

③ 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ(CORINS)への登録を行うこと。

(9) 特別重点調査を受けた者との契約について

~~「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」(平成21年3月31日大臣官房文教施設企画部長通知)に基づく特別重点調査を受けた者との契約については、その契約の保証については請負代金の10分の3以上とし、前払金の割合については、請負代金額の10分の2以内とする。ただし、工事が進捗した場合の中間前払金及び部分払の請求を妨げるものではない。~~

(10) 引渡し後点検について

受注者は、完成引渡し後1年経過を目途に、施設の不具合の有無等について点検を行うものとする。

(11) 設計図書の取扱い

本工事の設計図書の取扱いは以下によるものとする。

- ① 図書の取扱い、保管は、善良なる管理者の注意義務を負うことに同意すること。
- ② 目的以外の使用は禁止とすること。
- ③ 図書を複写する場合、その部数は必要最低限とし、複写した図書は用済み後責任を持って確実に処分すること。

(12) デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入及び工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事で受注者がデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上でデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という。)とすることができる。対象工事では、以下の①から③の全てを実施することとする。

なお、本項に規定していない事項は「工事写真撮影要領(文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官)」に準ずる。

① 必要な機器・ソフトウェア等の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「使用機器」という。)については、「工事写真撮影要領(文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官)」の「2.1.2 形状、寸法、仕様等の確認方法2.」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認機能(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL

「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、対象工事での使用機器について提示するものとする。

② デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、「工事写真

撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」の「2.1.2形状、寸法、仕様等の確認方法 2.」による。

なお、対象工事において、「小黑板情報電子化」と「小黑板を被写体に添えての撮影（従来の方法）」を併用することは差し支えない（例えば、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、使用機器の利用が困難な工種が想定される）。

③ 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、②に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL (http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

【本図面は概要図です】
全ての図面は、持参頂く未使用CD-Rと
引換えにて、PDFデータコピー済CD-R
をご提示致します。ケースは持参願います。

引換は、国立青少年教育振興機構 財務部
施設管理課にて行います。

国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センターセンター棟改修工事

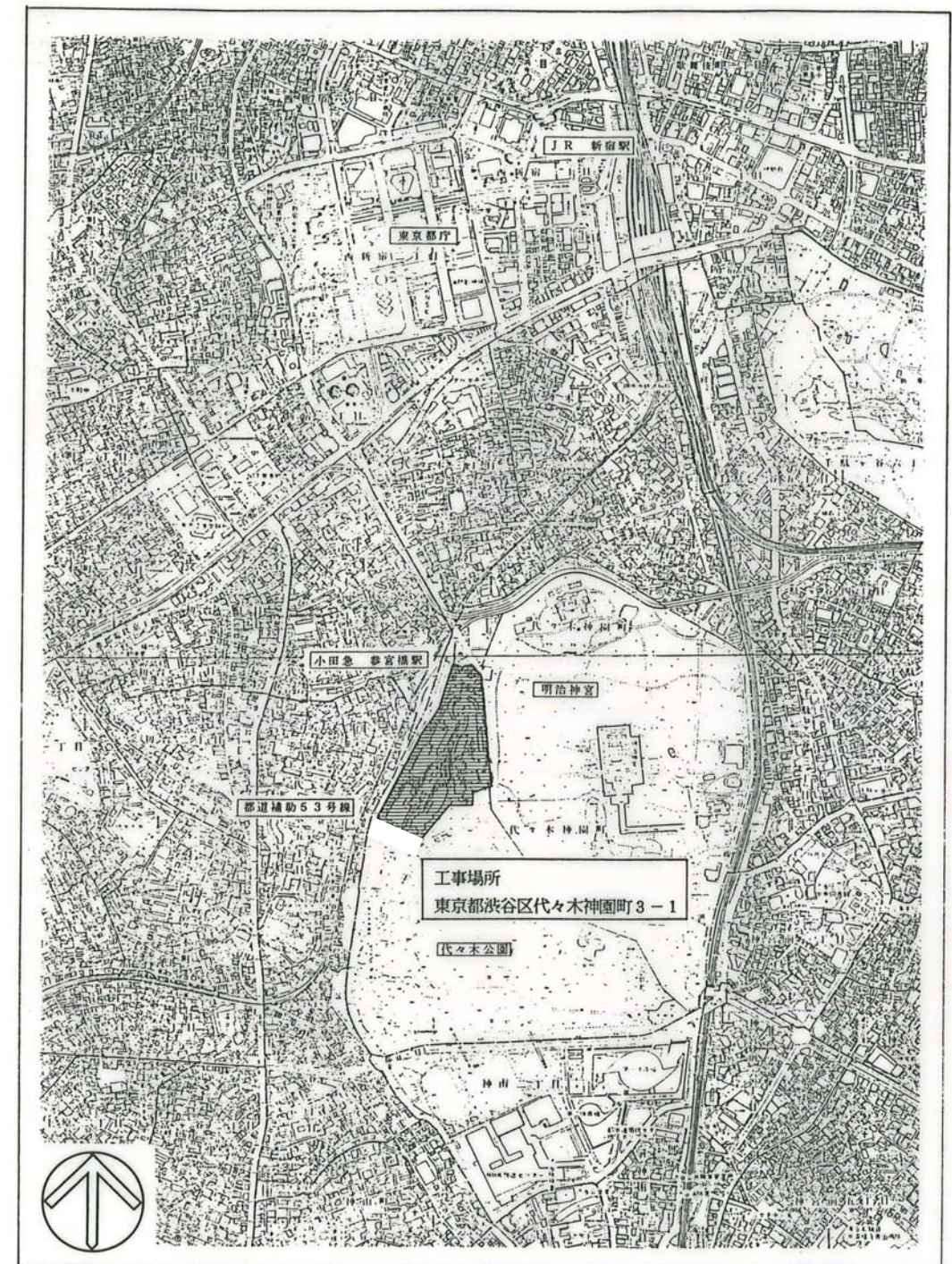
実施設計図

課長	課長補佐	係長	主任
独立行政法人 国立青少年教育振興機構			

令和4年5月

株式会社 坂倉建築研究所 大阪事務所

図面番号	建築図	図面番号	建築図
A-001	図面リスト・敷地案内図	A-055	改修後 4階平面詳細図-4
A-002	特記仕様書-1	A-056	改修後 4階平面詳細図-5
A-003	特記仕様書-2	A-057	改修後 4階平面詳細図-6
A-004	特記仕様書-3	A-058	改修後 4階平面詳細図-7
A-005	特記仕様書-4	A-059	改修後 4階平面詳細図-8
A-006	工事区分表	A-060	改修後 5階平面詳細図-1
A-007	全体配置図・仮設計画図	A-061	改修後 5階平面詳細図-2
A-008	改修工事リスト・改修建具表	A-062	改修後 5階平面詳細図-3
A-009	改修前 1階平面図	A-063	改修後 5階平面詳細図-4
A-010	改修前 2階平面図	A-064	改修後 5階平面詳細図-5
A-011	改修前 3階平面図	A-065	改修後 6階平面詳細図-1
A-012	改修前 4階平面図	A-066	改修後 地階平面詳細図-1
A-013	改修前 5階平面図	A-067	改修後 展開図
A-014	改修前 6階平面図	A-068	改修前 天井伏図(喫煙室)
A-015	改修前 地階平面図	A-069	改修後 天井伏図(研修室/スマートインフィルスぺース)
A-016	改修後 1階平面図	A-070	1階建具案内図(竣工時)
A-017	改修後 2階平面図	A-071	2階建具案内図(竣工時)
A-018	改修後 3階平面図	A-072	3階建具案内図(竣工時)
A-019	改修後 4階平面図	A-073	4階建具案内図(竣工時)
A-020	改修後 5階平面図	A-074	5階建具案内図(竣工時)
A-021	改修後 6階平面図	A-075	6階建具案内図(竣工時)
A-022	改修後 地階平面図	A-076	地階建具案内図(竣工時)
A-023	改修後 立面図-1	A-077	建具表(竣工時)
A-024	改修後 立面図-2	A-078	改修標準詳細図
A-025	改修後 立面図-3	A-079	改修建具詳細図(ACカバー工法)参考図
A-026	改修後 立面図-4	A-080	現況部分詳細図-1(屋根A-1伏図)
A-027	改修後 立面図-5	A-081	現況部分詳細図-2(屋根A-1内樋詳細図)
A-028	断面図-1(竣工時)	A-082	現況部分詳細図-3(6階青少年教育研究センター躯体図)
A-029	断面図-2(竣工時)	A-083	現況部分詳細図-4(屋根C-1図・TL-5図)
A-030	改修前 平面詳細図(3階喫煙室廻り)	A-084	現況部分詳細図-5(TL-5図)
A-031	改修前 平面詳細図(4階喫煙室廻り)	A-085	現況部分詳細図-6(TL-1・2平面図-1)
A-032	改修前 平面詳細図(5階喫煙室廻り)	A-086	現況部分詳細図-7(TL-1・2平面図-2)
A-033	改修後 1階平面詳細図-1	A-087	現況部分詳細図-8(TL-1・2断面図)
A-034	改修後 1階平面詳細図-2	A-088	現況部分詳細図-9(TL-1部分詳細図)
A-035	改修後 1階平面詳細図-3	A-089	現況部分詳細図-10(ブリッジ内樋詳細図)
A-036	改修後 1階平面詳細図-4	A-090	現況部分詳細図-11(屋根A-7・ブリッジB-2屋根伏図)
A-037	改修後 1階平面詳細図-5	A-091	現況部分詳細図-12(ニ-ニ'断面図)
A-038	改修後 1階平面詳細図-6	A-092	現況部分詳細図-13(ホ-ホ'断面図)
A-039	改修後 1階平面詳細図-7	A-093	現況部分詳細図-14(風除室C-1屋根伏図)
A-040	改修後 1階平面詳細図-8	A-094	現況部分詳細図-15(風除室C-1断面図工)
A-041	改修後 1階平面詳細図-9	A-095	現況部分詳細図-16(風除室C-1断面図イ)
A-042	改修後 2階平面詳細図-1	A-096	現況部分詳細図-17(EXP.J案内図)
A-043	改修後 2階平面詳細図-2	A-097	現況部分詳細図-18(EXP.J断面図)
A-044	改修後 2階平面詳細図-3	A-098	現況部分詳細図-19(EXP.J1階平面図)
A-045	改修後 2階平面詳細図-4	A-099	現況部分詳細図-20(EXP.J2階平面図)
A-046	改修後 2階平面詳細図-5	A-100	現況部分詳細図-21(EXP.J詳細図)
A-047	改修後 3階平面詳細図-1	A-101	現況部分詳細図-22(外構排水設備)
A-048	改修後 3階平面詳細図-2		
A-049	改修後 3階平面詳細図-3		
A-050	改修後 3階平面詳細図-4		
A-051	改修後 3階平面詳細図-5		
A-052	改修後 4階平面詳細図-1		
A-053	改修後 4階平面詳細図-2		
A-054	改修後 4階平面詳細図-3		



課長	課長補佐	係長	主任	国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センターセンター棟改修工事
				図面リスト・敷地案内図
				縮尺 1:20000
独立行政法人 国立青少年教育振興機構				A-001
業務名 独立行政法人 国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センター センター棟他機能改善整備設計業務				坂倉建築研究所 大阪事務所 一級建築士 第204483号 矢道 弘志

I 工事概要

1. 工事場所 東京都渋谷区代々木神園町3番1号 (国立オリンピック記念青少年総合センター構内)

2. 完成期限 令和5年3月31日(金曜日)

3. 建物概要

建物名称	センター棟		
工種	模様替		
構造	SRC一部RC造		
階数	地下1階地上6階 PH1階		
建築基準法による	建築面積(m ²)	5,473.41	
	延べ面積(m ²)	18,773.27	
消防法施行令別表第一の区分	(15)		
改修面積(m ²)	図示		
備考	基準法上の用途・研修所		

4. 工事項目 (○印の付いたものが対象工事項目)

工事種目	建物別及び屋外		
	センター棟	屋外	その他
○ 2 仮設工事	一式		一式
○ 3 防水改修工事	一式		
・ 4 外壁改修工事			
○ 5 建具改修工事	一式		
○ 6 内装改修工事	一式		
○ 7 塗装改修工事	一式		
・ 8 耐震改修工事			
・ 9 環境配慮改修工事			
○ 10 外構改修工事	一式		
・			

5. 指定部分 無 ○有 対象部分 ()
指定部分工期 A区 令和4年9月30日 / B区 令和4年12月31日 / C区 令和5年3月31日

6. 概成工期 ○無 ・有 令和 年 月 日 (曜日) (1.2.1)[1.2.1]

II 工事仕様

1. 共通仕様

(1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構発注工事請負契約規則第二章第19条の工事請負契約基準、現場説明書、図面_97 枚及び本特記仕様書_4 枚によるほか、○印の付いたものを適用する。

○ 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版)(以下「標準仕様書」という。)

○ 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版)(以下「改修標準仕様書」という。)

○ 建築工事標準詳細図(平成28年版)(以下「標準詳細図」という。)

○ 建築物解体工事共通仕様書(平成31年版)

○ 文部科学省建築工事標準仕様書(特記基準)(建築工事編)(令和4年版)(以下「文科仕様書」という。)

○ 文部科学省建築改修工事標準仕様書(特記基準)(建築工事編)(令和4年版)(以下「文科改修仕様書」という。)

○ 工事写真撮影要領(令和元年7月)

・

(2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事は、それぞれの工事特記仕様書を適用する。なお、電気設備工事の特記仕様書は()図、機械設備工事の特記仕様書は()図による。

2. 特記仕様

(1) 本特記仕様書の表記

1) 項目は、○印の付いたものを適用する。

2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。

○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。

○印と○印の付いた場合は、共に適用する。

3) 特記事項に記載の()内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。特記事項に記載の[]内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。特記事項に記載の(())内表示番号は、文科仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。特記事項に記載の[[]]内表示番号は、文科改修仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

4) ㊦印は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年法律第100号)に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成31年2月8日変更閣議決定)」に定める特定調達物品における判断の基準(特定調達品目「公共工事」)においては表1中の品目ごとの判断の基準を満たすものを示す。

章	項目	特記事項																				
1 各章共通事項	○ 適用区分	<p>○ 建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。</p> <p>風圧力 風速(V₀= 34 m/s)</p> <p>地表面粗度区分(・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ)</p> <p>積雪荷重 平成12年5月31日建設省告示第1455号における区域 別表(24)</p> <p>(1.3.3~4)[1.3.3~4]</p> <p>この工事現場に下記いずれかの資格を有する電気保安技術者を選任する。</p> <table border="1"> <tr> <th>項目名</th> <th>電気保安技術者</th> </tr> <tr> <td>1 第3種電気主任技術者以上の資格を有する者</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2 1級電気工事施工管理技士の資格を有する者</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3 高等学校又はこれらと同等以上の教育施設において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>4 旧電気工事技術者検定規則による高圧電気工事技術者の検定に合格した者</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>5 公益事業局長又は通商産業局長の指定を受けた高圧試験に合格した者</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>6 第1種電気工事士の資格を有する者</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>7 2級電気工事施工管理技士の資格を有する者</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>8 第2種電気工事士以上の資格を有する者</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>9 短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学以外の工学に関する学科において一般電気工学(実験を含む)に関する科目を修めて卒業した者</td> <td>・</td> </tr> </table> <p>工事用電力を構外から引き込む場合は、法令に基づく有資格者を定め、監督職員に報告する。</p>	項目名	電気保安技術者	1 第3種電気主任技術者以上の資格を有する者	○	2 1級電気工事施工管理技士の資格を有する者	○	3 高等学校又はこれらと同等以上の教育施設において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者	○	4 旧電気工事技術者検定規則による高圧電気工事技術者の検定に合格した者	○	5 公益事業局長又は通商産業局長の指定を受けた高圧試験に合格した者	○	6 第1種電気工事士の資格を有する者	○	7 2級電気工事施工管理技士の資格を有する者	○	8 第2種電気工事士以上の資格を有する者	○	9 短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学以外の工学に関する学科において一般電気工学(実験を含む)に関する科目を修めて卒業した者	・
	項目名	電気保安技術者																				
	1 第3種電気主任技術者以上の資格を有する者	○																				
	2 1級電気工事施工管理技士の資格を有する者	○																				
	3 高等学校又はこれらと同等以上の教育施設において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者	○																				
	4 旧電気工事技術者検定規則による高圧電気工事技術者の検定に合格した者	○																				
	5 公益事業局長又は通商産業局長の指定を受けた高圧試験に合格した者	○																				
	6 第1種電気工事士の資格を有する者	○																				
	7 2級電気工事施工管理技士の資格を有する者	○																				
	8 第2種電気工事士以上の資格を有する者	○																				
9 短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学以外の工学に関する学科において一般電気工学(実験を含む)に関する科目を修めて卒業した者	・																					
○ 電気保安技術者、工事用電力設備の保安責任者																						
○ 施工条件	(1.3.5)[1.3.5]	<p>この工事現場では、次の施工条件による。</p> <p>・ 工事期間中も2階食堂(一般利用用)及び地階厨房関連室、1階、2階の職員執務室、6階の職員休憩室及び入札室、3階団体事務室の運用を続けていくものとする。</p> <p>本工事は3工区にて分けてA・B・C工区を順次毎に完成させることとする。</p> <p>研修室工事は8月12日(金)からの着手とする。</p>																				
○ 発生材の処理等	(1.3.11)[1.3.12]	<p>(1) 引渡しを要するもの</p> <p>1) 品名 ー</p> <p>2) 引渡し先 ー</p> <p>3) 集積場所 ー</p> <p>(2) 特別管理産業廃棄物</p> <p>1) 品名 ー</p> <p>2) 処理方法 ー</p> <p>(3) 現場において再利用を図るもの</p> <p>1) 品名 ー</p> <p>2) 使用箇所 ー</p> <p>(4) 再資源化を図るもの</p> <p>1) 品名 コンクリート、鉄筋、一部内装材</p> <p>(5) その他発生材については、標準仕様書に従い、適切に処理する。</p>																				
○ 環境への配慮	(1.4.1)[1.4.1]	<p>(1) 建築物内部に使用する材料等とは、設計図面に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。</p> <p>① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しない又は発生が極めて少ない材料で、設計図面に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。</p> <p>② 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。</p> <p>③ 接着剤は、可塑性(フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-n-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く)が追加されていない材料を使用する。</p> <p>④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発生が極めて少ない材料を使用したものとする。</p> <p>(2) 設計図面に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは③又は④に該当する材料を指す。</p> <p>①建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料</p> <p>②建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料</p> <p>③建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料</p> <p>④建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料</p> <p>①品質及び性能に関する試験データを整備していること。</p> <p>②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。</p> <p>③安定的な供給が可能であること。</p> <p>④法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。</p> <p>⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。</p> <p>⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。</p> <p>(5) 製造業者等に関する資料の提出を求める材料</p>																				
○ 材料の品質等	(1.4.2)[1.4.2]	<p>(1) 本工事に使用する材料は、設計図面に定める品質及び性能の他、通常すべき品質及び性能を有するものとする。</p> <p>(2) 備考欄に商品名が記載された材料は、同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受ける。</p> <p>(3) 標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。</p> <p>(4) 本工事に使用する材料のうち、(5)に指定する材料の製造業者は、次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、製造業者等名が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。</p> <p>①品質及び性能に関する試験データを整備していること。</p> <p>②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。</p> <p>③安定的な供給が可能であること。</p> <p>④法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。</p> <p>⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。</p> <p>⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。</p> <p>(5) 製造業者等に関する資料の提出を求める材料</p>																				

○ 技能士 (1.5.2)[1.6.2]

通用工事種別	技能検定の種別
仮設工事	○とび
鉄筋工事	・鉄筋施工
コンクリート工事	○定置 ・型枠施工 ・コンクリート圧送施工
鉄骨工事	・とび ・鉄工
ブロック・ALCパネル工事	・ブロック建築 ・ALCパネル
PCカーテンウォール工事	・カーテンウォール施工
防水工事	○防水施工(シール) 防水工作業)
石工事	・石材施工
タイル工事	○タイル貼り
木工事	○建築大工
屋根、とい工事	○建築板金
金属工事	○内装仕上げ施工(鋼製下地)
左官工事	○左官
建具工事	○サッシ施工 ・自動ドア施工 ○ガラス施工
塗装工事	○塗装
内装工事	○内装仕上げ施工(フタツツ系床仕上げ、ボンド仕上げ)
補綴工事	・造園

○ 施工の検査等 (1.5.5)[1.6.5]

標準仕様書に定めがあるもの以外で、次について監督職員の検査を受ける。

○ 施工の立会い (1.5.7)[1.6.7]

標準仕様書に定めがあるもの以外で、次に示す工事段階及び事項については、監督職員の立会いを受ける。

施工の立会いを行う工程	備考
防水工事	足場解体前

○ 化学物質の濃度測定 (1.5.9)[1.6.9]

(1) 室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン等の濃度を測定し、測定結果を監督職員に報告する。

測定対象化学物質 指針値(両単位)の換算は、25℃の場合による。)

ホルムアルデヒド	指針値
100 μg/m ³ (0.08ppm)以下	トルエン
260 μg/m ³ (0.07ppm)以下	キシレン
200 μg/m ³ (0.05ppm)以下	エチルベンゼン
3800 μg/m ³ (0.88ppm)以下	スチレン
220 μg/m ³ (0.08ppm)以下	

(2) 測定対象室及び測定箇所数は以下表による。監督職員と協議の上、位置を決定する。

種名称	階	室名	採取本数
センター棟	地階 2階	各階の共用廊下2箇所	2検体/各階
	1,3 ~5階	各階の共用廊下2箇所、研修室3箇所	5検体/各階

(3) 測定方法は、○取引方式(アクティブ法)・拡散方式(パッシブ法)により行う。

(4) 文部科学省の「学校環境衛生基準」に基づき、採取は室内の温度が高い時期に行い、吸引方式では30分間で2回以上、拡散方式では8時間以上行う。

(5) 測定結果が指針値を超えていた場合は、発生源を特定し、換気等の措置を講じた後、再度測定し、基準値以下であることを確認してから引渡しを行う。

○ 完成時の提出図書 (1.7.1~3)[1.8.1~3]

次の図書を監督職員に提出する。また、それらを本工事的目的に関し使用するための権利については、発注者に委譲する。

○ 完成図(施工図、施工計画書を除く。)

○ CADデータ(電子納品) 1部

○ A3版原図 1部

○ A1版原図 1部

○ A3版写真(製本) 2部

○ A1版写真(製本) 2部

○ 施工計画書

○ A4ファイル綴じ 1部

○ 安全に関する資料

○ A4ファイル綴じ 1部

○ 施工図(次に示すものを標準とし、提出部数等は監督職員と協議による。)

○ 工事写真(「工事写真撮影要領」による。)

○ 原本(電子媒体) 1部

○ アルバム(紙又は電子媒体) 1部

○ 完成写真

工事完成時に次の写真を撮影し、監督職員に提出する。

撮影部位及び箇所数	形式・サイズ	提出セット数	画素数及び画質等	撮影者
外観正面1箇所	カラー印刷紙キャビネ判	○	4500×3000ピクセル以上で画像補正を行ったもの	建築完成写真の撮影実績がある者で、監督職員が承諾する撮影業者
	カラー印刷紙キャビネ判 A4アルハム綴じ ※	○		
	電子データ(JPEGフルカラー・圧縮率1/4程度)	○		
	カラー木製パネル半切(324×400mm)	○		
上記と異なる外部:4箇所 内部:20箇所	カラー印刷紙キャビネ判	○		
	カラー印刷紙キャビネ判 A4アルハム綴じ ※	○		
外部: 箇所 内部: 箇所	カラー印刷紙キャビネ判 A4アルハム綴じ	○	1280×960ピクセル以上かつ撮影したデジタルカメラの設定のうち最高の画質	任意
	電子データ(JPEGフルカラー)	○		

注:※のアルバムは併せて作成する。

電子納品は次の規定に従うものとする。

1) 貸与する設計図のCADデータは以下による。
著作者名: 国立青少年教育振興機構
ファイル形式: JWW、DXF、及びPDF
貸与条件: 貸与するCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のために以外に使用しないこと。

2) 完成写真の撮影に関する著作者の権利等については次のi)及びii)によることとし、受注者は撮影者等との契約に当たってもそれらの承諾を条件とする。
i) 提出された写真は、国が行う事務及び国が認めた用途に関して、無償で利用することができるものとする。この際、著作者名を表示しないこと及びその利用に必要な範囲で改変を行うことができるものとする。
ii) 受注者及び撮影者等は、撮影時に取得した全ての写真(提出していないものを含む。)及びその改変物、複製物を公表、閲覧、譲渡その他一切の方法により第三者に使用させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。

3) 電子納品の対象は上記によるほか、監督職員と受注者で協議を行う。

4) 電子成果品は、提出前に電子成果品作成支援・検査システムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで監督職員に提出する。

5) 提出方法及びファイル形式は以下による。
電子媒体: CD-R又はDVD-R
CADデータ: JWW、DXF及びPDF
上記の他、監督職員が認めた形式

工事区分表による。これにより難い場合は監督職員と協議する。

あと施工アンカー工事 6章および8章による

コア抜き、はつり工事等

○ 既存資料調査

○ 探査機(電磁波レーダー法又は電磁波誘導法)による探査
配管・配線等の位置の量出を行う
範囲 ※ 図示

○ 放射線透過試験

労働安全衛生法、「電磁放射線障害防止規制」(昭和47年労働省令第41号)等に定めるところによるほか、次による。

(1) 作業主任者は、エックス線作業主任者の資格を有するものとし、資格を証明するものとし、資格を証明する資料を監督職員に提出する。

(2) 放射線照射量は最小限のものとし、照射中は人体に影響のない程度まで放射器より離れる。また、作業以外の立入禁止措置を講ずる。

(3) 露出時間は、コンクリートの厚さ等により、適宜調整する。

(4) 付近にフィルム、磁気ディスク等放射線の影響を受けるものの有無を確認する。

(5) 躯体の量出しは、表裏でズレないように措置を講ずる。

撮影枚数 枚
フィルムサイズ _____
コンクリート厚さ _____cm

○ 既存躯体に穿孔する場合には、金属探知により電源供給が停止できる付属装置等を用いる。

○ 館内の職員・利用者の安全確保及び非常時の避難通路確保等の法令を遵守すること。

○ 騒音・振動・臭気を伴う工事は、事前に監督職員と協議を行った上で全体工事工程表を作成すること。

○ 図中の工区分けは自然排煙、2方向避難を考慮した想定ライン(原則、特定防火設備または防火設備による区分)を示す。施工に先立ち、職員及び利用者の使用範囲を具体的に協議の上、必要に応じて仮設間仕切壁(2方向避難、自然排煙、自火報等法令遵守及び設備系統の問題点有無を設備工事施工者と調整)を設置すること。

総合設計計画書は監督職員へ提出し、必要に応じて所轄消防と協議・届出を行うこと。

○ 改修部分に備品(備付備品を含む)がある場合は、その移動・引渡または処分について、監督職員との協議による。

○ 改修工事においては埋設配管、配線に十分留意をすること。

○ 漏水修繕については、事前調査の上、設計図面に示す対策に過不足がある場合は監督職員と協議を行うこと。

○ 設計図面に図示した指定数量は精算対象とするが、施工に先立ち監督職員に報告の上、増減資料を提出すること。

○ 他工事又は他工種との取合い

○ 埋設配管・配線および鉄筋調査

○ 共通事項の補足

2 仮設工事	○騒音・粉じん等の対策 [2.1.3] ・防音パネル ・防音シート 防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲 ・工事に必要な範囲	4 外壁改修工事 (共通事項)	・施工数量調査 [1.5.2.3] 調査範囲 ・ 外壁改修範囲 ・ 図示の範囲 調査内容 ひび割れの幅及び長さを壁面上に表示する。また、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び 錆汁の流出の有無を調査する。 モルタル塗仕上げ及びタイル張り仕上げについては浮き部分を表面に表示し、また欠損部の 形状寸法等を調査する。 コンクリート表面のはがれ及びはく落部を壁面上に表示する。 塗り仕上げについては、コンクリートまたはモルタル表面のはがれ及びはく落部を壁面上 に表示する。また、既存塗膜と新規上塗材との適合性を確認する。 既存部分の破壊を行った場合の補修方法 ・ 図示 ・ 調査報告書の部数 ・ 2部			○ 建具用金物 [5.7.1~3] 金物の種類及び見え掛り部の材質等 ※改修標準仕様書表5.7.11により適用は建具表による。 金属製建具用下着の枚数及び大きさ ・ 建具表による 樹脂製建具用下着の枚数及び大きさ ・ 建具表による ※改修標準仕様書表5.7.21による 握り玉、レバーハンドル、押板類、クレセントの取付け位置 ・ 建具表による ○ ・錠前類 (シリンダ箱錠及びシリンダ本締め錠) ○錠前類 (レバーハンドル) ○クローザ類 [5.7.4] マスターキー ・ 製作する ・ 製作しない ○ 既存のマスターキーに合わせる その他の錠の製作本数 ※ 各室3本1組 ・ 鍵筒 ○ 無 ・ 有 ○ ガラス [3.7][5.13.2~4] ○ フロート板ガラスの品種及び厚さの呼びによる種類 ○ 建具表による ・ 型板ガラスの厚さによる種類 ・ 建具表による ・ 網入り板ガラス及び線入り板ガラスの網又は線の形状、板の表面の状態及び厚さの 呼びによる種類 ・ 建具表による ・ 合わせガラス 材料板ガラスの種類及び厚さの組合せ並びにガラスの合計厚さによる種類 ・ 建具表による 形状による種類 ・ 平面合わせガラス ・ 曲面合わせガラス 落球衝撃はく離特性並びにショットバック衝撃特性による種類 ・ I類 ・ II-1類 ・ II-2類 ・ III類 ・ 強化ガラス 形状による種類及び材料板ガラスの種類による名称 ・ 建具表による 破片の状態及びショットバック衝撃特性による種類 ・ I類 ・ III類 ・ 熱線吸収板ガラス 板ガラスの種類及び厚さによる種類 ・ 建具表による 性能による種類 ・ 1種 ・ 2種 ○ 複層ガラス 材料板ガラスの種類及び厚さの組合せ並びに複層ガラスの厚さ ○ 建具表による 断熱性による区分 ・ T1 ・ T2 ・ T3 ・ T4 ・ T5 ・ T6 日射取得性、日射遮蔽性による区分 ・ G ・ S 乾燥気体の種類 ○ 空気 ・ アルゴン ・ 熱線反射ガラス 材料板ガラスの種類及び厚さによる種類 ・ 建具表による 日射熱透過率による区分 ・ 1種 ・ 2種 ・ 3種 耐久性による区分 (日射熱透過率による区分が2種の場合) ・ A種 ・ B種 映像調整 ・ 行わない ・ 行う ・ 倍強度ガラス 材料板ガラスの種類及び厚さによる種類 ・ 建具表による ガラスの留め材及び溝の大きさ 建具の種類 ガラス留め材 ガラス溝の大きさ(mm) アルミニウム製 ○ シーリング材 ・ ガスケット ・ グレージングチャンネル形 鋼製及び鋼製軽量 ○ シーリング材 ・ 図示 ※ 建具製造所の仕様による ステンレス製 ・ シーリング材 ・ 図示 ※ 建具製造所の仕様による ○ 網調光ガラス P5+P5 (総厚10.5) 「日本板硝子 ウムスマートウインドウ」同等品 ○ 不燃AL複合パネル 「積水樹脂プラマタル FRシリーズ不燃DP厚12」同等品
	○足場等 [2.2.1][表 2.2.1] ・「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立てに関する基準」における2の(2)手すり 据置方式又は(3)手すり専用足場方式により行う。 外部足場 ・ 設置する (設置範囲 ・ 工事に必要な範囲 ・ 期間:三か月 幅:900) ・ 設置しない 防護シート ・ 設置する (設置範囲 ・ 工事に必要な範囲 ・) ・ 設置しない 内部足場 ・ 設置する (※ 脚立、足場板等 ・) ・ 設置しない ・ 材料、撤去材等の運搬方法 種別 (・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種) C種: 利用可能なエレベーター (既存EV-基) D種: 利用可能な階段 (外部階段-1、内部階段-1,2)		・ポリマーセメント スラリー [4.2.2] ・既調合モルタル [4.2.2] 4-1 外壁改修工事 打放し仕上げ外壁 [4.1.4][4.2.2] ・ 欠損部改修工法 ・ 充填工法 ・ エポキシ樹脂モルタル ・ ポリマーセメントモルタル	○改修工法 [5.1.3] 建具の種類 [5.1.3] かぶせ工法 撤去工法 適用箇所 ○アルミニウム製建具 ○ ・ 建具表による ・ ・ 樹脂製建具 ・ ・ 建具表による ・ ・ 鋼製建具 ・ 外部 ・ ・ 建具表による ・ ・ 内部 ・ ・ 建具表による ・ ・ 鋼製軽量建具 ・ ・ 建具表による ・ ・ ステンレス製建具 ・ ・ 建具表による ・ 新規に建具を設ける場合 壁部分の開口の開け方 ※ 図示 ・ 新規建具周囲の補修工法及び範囲 ※ 図示 ・ 建具周囲のシーリングは、改修特記仕様書3章 防水改修工事による ・ 防火戸 [5.1.4] ・ 指定する 適用箇所 (・ 建具表による ・) ・ 指定しない ヒューズ装置、熱感知器又は煙感知器との連動 ・ 連動させる (・ 建具表による ・) ・ 連動させない [5.1.5] 建具見本の製作 ○ 行う (建具符号:) ・ 行わない 建具見本の程度 ・ 工事に使用するものとして、あらかじめ製作する ・ 納まり等がわかる程度のもの ○ 色サンプル 特殊な建具の仮組 ・ 行う (建具符号:) ○ 行わない [5.1.7] ・ 適用する () 適用箇所 (・ 建具表による ・) ・ 適用しない [5.2.2~5][表 5.2.2] 性能値等 耐風圧性の等級 (S-6) 気密性の等級 (A-4) 水密性の等級 (W-5) 外部に面する建具の種類 ・ A種 (建具符号: ・ 建具表による ・) ・ B種 (建具符号: ・ 建具表による ・) ○ C種 (建具符号: ○ 建具表による ・) 枠の見込み寸法 ○ 建具表による 防音ドア、防音サッシ 遮音性の等級 (・) 断熱ドア、断熱サッシ 断熱性の等級 (・) 耐震ドア 面内変形追随性の等級 (・) 表面処理 外部に面する建具 ・ BB-1 ・ BB-2 着色 ・ 標準色 () ○ 特注色 (既存色共色) ウレタン樹脂焼付塗装40μ 屋内の建具 ・ BC-1 ・ BC-2 着色 ・ 標準色 () ・ 特注色 () ステンレス鋼板 ・ ※ SUS304、SUS430J1L、又はSUS443J1 結露水の処理方法 ・ 図示 ○ メーカー仕様による 水切り板、せん板 ・ 図示 ○ メーカー仕様による ○ 鋼製建具 [5.2.2][5.4.2~4][表 5.4.2] 性能等級 簡易気密型ドアセット ・ 適用する (建具符号: ・ 建具表による ・) ○ 適用しない 外部に面する建具の耐風圧性 ・ S-4 (建具符号: ・ 建具表による ・) ・ S-5 (建具符号: ・ 建具表による ・) ・ S-6 (建具符号: ・ 建具表による ・) 防音ドア ・ 防音サッシ ・ 遮音性の等級 (T-2) 断熱ドア ・ 断熱サッシ 断熱性の等級 () 耐震ドア 面内変形追随性の等級 () 鋼板の厚さ ・ mm ※ 改修標準仕様書表5.4.2による ステンレス鋼板 ・ ※ SUS304、SUS430J1L、又はSUS443J1 (16.2.2)(16.5.2~4) 性能値等 (建具符号は建具表による) 簡易気密型ドアセット ・ 適用する (建具符号は建具表による) ・ 適用しない ・ 防音ドア、防音サッシとする場合 遮音性の等級 (・) ・ 断熱ドア、断熱サッシとする場合 断熱性の等級 (・) ・ 耐震ドアとする場合 面内変形追随性の等級 (・) 材料 鋼板 ○ 亜鉛めっき鋼板 ・ ビニル被覆鋼板 ・ カラー鋼板 ・ ステンレス鋼板 鋼板の厚さ (mm) ※ 標準仕様書表16.5.11による ・ 図示 召合せ、縦小口包み板の材質 ・ 建具表による ○ 鋼板		
3 防水改修工事	○施工数量調査 [1.5.2.3] 調査範囲 ・ 図示 ○ 漏水原因となっている範囲 調査方法 ・ 図示 ○ 目視確認と計測、必要に応じて仕上材撤去により躯体状況確認 既存部分の破壊を行った場合の補修方法 ・ 図示 ○ 現状復旧 調査報告書 提出部数: ○ 2部	4-4 外壁改修工事 塗り仕上げ外壁 [4.1.5][4.2.2][4.6.5][表 4.2.4] ・ 既存塗膜等の除去 下地処理及び下地調整 [4.6.3] 工法 処理範囲 下地面の補修 ・ サンダー工法 ・ 図示 ※ 既存仕上げ面全体 ・ ひび割れ 改修工法 ・ 高圧水洗工法 ・ 図示 ※ 既存仕上げ面全体 ・ 浮き部 改修工法 ・ 塗膜はく離工法 ・ 図示 ※ 既存仕上げ面全体 ・ 欠損部 改修工法 ・ 水洗い工法 ・ 図示 ※ サンダー工法、高圧水洗工法、塗膜はく離 工法の処理範囲以外の既存仕上面全面 ・ 下地調整塗材 [4.6.3] ※ 下地調整塗材 ・ ポリマーセメントモルタル ・ 仕上塗材仕上げ [4.1.5][4.2.2][4.6.5][表 4.2.4] 建物内部に使用する塗料のホルムアルデヒド放散量 ※ 規制対象外 ・ 新規仕上塗材の種類 ・ 薄付け仕上塗材 種類 (呼び名) 仕上げの形状・工法 吸放湿材 防火材料 ・ 外装厚塗材 S I ・ 砂壁状 ・ 適用する ・ ・ 可とう形外装薄塗材 S I ・ ゆず肌状 ・ 適用しない ・ ・ 外装厚塗材 E (・ 吹付け ・ ローラー塗り) ・ ・ 可とう形外装薄塗材 E ・ さざ波状 ・ ・ 防水形外装薄塗材 E ・ 平たん状 ・ ・ 外装厚塗材 S ・ 凹凸状 ・ (・ 吹付け ・ こて塗り) ・ 着色骨材砂壁状 (・ 吹付け ・ こて塗り)	○改修工法の種類及び 工程 [3.1.4] 防水改修工法の種類 ○ ウレタン塗膜防水塗布) 工法 メッシュなし1成分形密着型「ダイフレックス エアコートZERO-1H 厚2 受注生産色」同等品 ○ 施工に先立ち、水洗い・デッキブラシによる清掃を行うこと ○ グラウト注入) 工法 コンクリート構造物高圧注入止水工法「茶谷産業 TAPグラウト工法」同等品 シーリング改修工法の種類 ○ シーリング 充填) 工法 ○ 2重シーリング打替は内側シーリング点検+外側シーリング打替を原則とし、 内側シーリングが健全でない場合は、打替対象とする [3.1.4][3.7.2.3.7.8] シーリング改修工法の種類 ○ シーリング充填工法 ・ シーリング再充填工法 ・ 拡幅シーリング再充填工法 ・ ブリッジ工法 ポンドプレーカー張り ・ 適用する ・ 適用しない エッジング材張り ・ 適用する ・ 適用しない シーリング材の種類、施工箇所 下表以外は、改修標準仕様書表3.7.11による。 施工箇所 シーリング材の種類 (記号) シーリング材の目地寸法 ・ 図示 ○ 改修標準仕様書表3.7.3.1(1)~(9)による シーリング材の接着性試験 ※ 簡易接着性試験 ・ 引張接着性試験 ○ エチレン系塗膜防水 大関化学 パラテックス防水 A-1工法」同等品	○アルミニウム製建具 [5.2.2~5][表 5.2.2] 性能値等 耐風圧性の等級 (S-6) 気密性の等級 (A-4) 水密性の等級 (W-5) 外部に面する建具の種類 ・ A種 (建具符号: ・ 建具表による ・) ・ B種 (建具符号: ・ 建具表による ・) ○ C種 (建具符号: ○ 建具表による ・) 枠の見込み寸法 ○ 建具表による 防音ドア、防音サッシ 遮音性の等級 (・) 断熱ドア、断熱サッシ 断熱性の等級 (・) 耐震ドア 面内変形追随性の等級 (・) 表面処理 外部に面する建具 ・ BB-1 ・ BB-2 着色 ・ 標準色 () ○ 特注色 (既存色共色) ウレタン樹脂焼付塗装40μ 屋内の建具 ・ BC-1 ・ BC-2 着色 ・ 標準色 () ・ 特注色 () ステンレス鋼板 ・ ※ SUS304、SUS430J1L、又はSUS443J1 結露水の処理方法 ・ 図示 ○ メーカー仕様による 水切り板、せん板 ・ 図示 ○ メーカー仕様による ○ 鋼製建具 [5.2.2][5.4.2~4][表 5.4.2] 性能等級 簡易気密型ドアセット ・ 適用する (建具符号: ・ 建具表による ・) ○ 適用しない 外部に面する建具の耐風圧性 ・ S-4 (建具符号: ・ 建具表による ・) ・ S-5 (建具符号: ・ 建具表による ・) ・ S-6 (建具符号: ・ 建具表による ・) 防音ドア ・ 防音サッシ ・ 遮音性の等級 (T-2) 断熱ドア ・ 断熱サッシ 断熱性の等級 () 耐震ドア 面内変形追随性の等級 () 鋼板の厚さ ・ mm ※ 改修標準仕様書表5.4.2による ステンレス鋼板 ・ ※ SUS304、SUS430J1L、又はSUS443J1 (16.2.2)(16.5.2~4) 性能値等 (建具符号は建具表による) 簡易気密型ドアセット ・ 適用する (建具符号は建具表による) ・ 適用しない ・ 防音ドア、防音サッシとする場合 遮音性の等級 (・) ・ 断熱ドア、断熱サッシとする場合 断熱性の等級 (・) ・ 耐震ドアとする場合 面内変形追随性の等級 (・) 材料 鋼板 ○ 亜鉛めっき鋼板 ・ ビニル被覆鋼板 ・ カラー鋼板 ・ ステンレス鋼板 鋼板の厚さ (mm) ※ 標準仕様書表16.5.11による ・ 図示 召合せ、縦小口包み板の材質 ・ 建具表による ○ 鋼板		
	○既設部分の養生 [2.3.1] 1)養生方法等 ・ 既存部分 養生方法 (・ ※ ビニルシート、合板) ・ 既存家具、既存設備等 養生方法 (・ ※ ビニルシート等) ・ 既存ブラインド、カーテン等 養生方法 (・ ビニルシート等 ・) 保管場所 (・ 図示 ・) ・ 固定された備品、机、ロッカー等の移動 (・ 図示 ・) 2) 既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を 与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。 ○ 仮設間仕切り [2.3.2][表 2.3.1] 1) 仮設間仕切り及び仮設扉の設置箇所 ・ 図示 ○ 本設扉の利用及び適宜の仮設間仕切壁 2) 仮設間仕切りの種別と材質等 ○ 協議による 種別 仕上げ (厚さmm) 塗装 充填 ○ A種 ○ せっこうボード () グラスウール 種別 () ・ 片面 厚さ (mm) ・ B種 厚さ (・ mm ※ 9.5mm) ・ 合板 材種 (・) 厚さ (・ mm ※ 9mm) ※ C種 防炎シート 3) 仮設間仕切りに設ける仮設扉の材質等 材 質 仕上げ 塗装 設置箇所 ・ ・ ・ ○ なし ・ 場所 ※ 木製 ※ 合板張り程度 ・ 片面 ・ 図示		○欠損部改修工法 [4.1.4][4.2.2] ・ 充填工法 ・ エポキシ樹脂モルタル ・ ポリマーセメントモルタル	○改修工法 [5.1.3] 建具の種類 [5.1.3] かぶせ工法 撤去工法 適用箇所 ○アルミニウム製建具 ○ ・ 建具表による ・ ・ 樹脂製建具 ・ ・ 建具表による ・ ・ 鋼製建具 ・ 外部 ・ ・ 建具表による ・ ・ 内部 ・ ・ 建具表による ・ ・ 鋼製軽量建具 ・ ・ 建具表による ・ ・ ステンレス製建具 ・ ・ 建具表による ・ 新規に建具を設ける場合 壁部分の開口の開け方 ※ 図示 ・ 新規建具周囲の補修工法及び範囲 ※ 図示 ・ 建具周囲のシーリングは、改修特記仕様書3章 防水改修工事による ・ 防火戸 [5.1.4] ・ 指定する 適用箇所 (・ 建具表による ・) ・ 指定しない ヒューズ装置、熱感知器又は煙感知器との連動 ・ 連動させる (・ 建具表による ・) ・ 連動させない [5.1.5] 建具見本の製作 ○ 行う (建具符号:) ・ 行わない 建具見本の程度 ・ 工事に使用するものとして、あらかじめ製作する ・ 納まり等がわかる程度のもの ○ 色サンプル 特殊な建具の仮組 ・ 行う (建具符号:) ○ 行わない [5.1.7] ・ 適用する () 適用箇所 (・ 建具表による ・) ・ 適用しない [5.2.2~5][表 5.2.2] 性能値等 耐風圧性の等級 (S-6) 気密性の等級 (A-4) 水密性の等級 (W-5) 外部に面する建具の種類 ・ A種 (建具符号: ・ 建具表による ・) ・ B種 (建具符号: ・ 建具表による ・) ○ C種 (建具符号: ○ 建具表による ・) 枠の見込み寸法 ○ 建具表による 防音ドア、防音サッシ 遮音性の等級 (・) 断熱ドア、断熱サッシ 断熱性の等級 (・) 耐震ドア 面内変形追随性の等級 (・) 表面処理 外部に面する建具 ・ BB-1 ・ BB-2 着色 ・ 標準色 () ○ 特注色 (既存色共色) ウレタン樹脂焼付塗装40μ 屋内の建具 ・ BC-1 ・ BC-2 着色 ・ 標準色 () ・ 特注色 () ステンレス鋼板 ・ ※ SUS304、SUS430J1L、又はSUS443J1 結露水の処理方法 ・ 図示 ○ メーカー仕様による 水切り板、せん板 ・ 図示 ○ メーカー仕様による ○ 鋼製建具 [5.2.2][5.4.2~4][表 5.4.2] 性能等級 簡易気密型ドアセット ・ 適用する (建具符号: ・ 建具表による ・) ○ 適用しない 外部に面する建具の耐風圧性 ・ S-4 (建具符号: ・ 建具表による ・) ・ S-5 (建具符号: ・ 建具表による ・) ・ S-6 (建具符号: ・ 建具表による ・) 防音ドア ・ 防音サッシ ・ 遮音性の等級 (T-2) 断熱ドア ・ 断熱サッシ 断熱性の等級 () 耐震ドア 面内変形追随性の等級 () 鋼板の厚さ ・ mm ※ 改修標準仕様書表5.4.2による ステンレス鋼板 ・ ※ SUS304、SUS430J1L、又はSUS443J1 (16.2.2)(16.5.2~4) 性能値等 (建具符号は建具表による) 簡易気密型ドアセット ・ 適用する (建具符号は建具表による) ・ 適用しない ・ 防音ドア、防音サッシとする場合 遮音性の等級 (・) ・ 断熱ドア、断熱サッシとする場合 断熱性の等級 (・) ・ 耐震ドアとする場合 面内変形追随性の等級 (・) 材料 鋼板 ○ 亜鉛めっき鋼板 ・ ビニル被覆鋼板 ・ カラー鋼板 ・ ステンレス鋼板 鋼板の厚さ (mm) ※ 標準仕様書表16.5.11による ・ 図示 召合せ、縦小口包み板の材質 ・ 建具表による ○ 鋼板		

課長	課長補佐	係長	主任	国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センターセンター棟改修工事
				特記仕様書-2
				縮尺
独立行政法人 国立青少年教育振興機構				A-003
独立行政法人 国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センター センター棟他機能改善整備設計業務				坂倉建築研究所 大阪事務所 一級建築士 第204483号 宍道 弘志

6 内装改修工事

Table with 2 columns: 改修範囲 (Renovation Scope) and 仕様 (Specifications). It details various renovation tasks like wall removal, floor repair, and material specifications for different parts of the building.

Table with 2 columns: 仕様 (Specifications) and 備考 (Remarks). It provides detailed technical specifications for materials like MDF, wood panels, and tiles, including dimensions, grades, and application methods.

Table with 2 columns: 仕様 (Specifications) and 備考 (Remarks). It lists specifications for acoustic materials, ceiling panels, and other interior finishing materials, including fire and sound ratings.

Table with 2 columns: 仕様 (Specifications) and 備考 (Remarks). It details specifications for wall coverings, floor tiles, and other decorative materials, including material types and installation methods.

Administrative form containing project details, roles (課長, 課長補佐, 係長, 主任), and organizational information (独立行政法人 国立青少年教育振興機構).

石工工事	1 施工	石材の割付け ※標準仕様書10.1.3(1)(7),(4)による 粗面仕上げの場合のみ込み部分の仕上げ 屋内の床を本磨きとする場合のワックスかけ ・行う(適用箇所) ・全て ・行わない	(10.1.3)(10.1.5)
	2 石材等	天然石 施工箇所 品質 石材の種類 形状 寸法(mm) 厚さ(mm) 表面仕上げ 備考 ・1等品 ・2等品 ・正方形に近い矩形 テラゾブロック 施工箇所 種類の種類 種類の大きさ(mm) 形状 仕上げ面 寸法(mm) 表面仕上げ 備考 ※大理石 ・花こう岩 ・平もの ・役もの ・片面 ・両面 テラゾタイル 施工箇所 種類の種類 種類の大きさ(mm) 寸法による区分 表面仕上げ 備考 ※大理石 ・花こう岩 ・300型 ・400型	(10.2.1~3)(表10.2.1)(表10.2.2)
3 外壁湿式工法	受金物 材質 ※SUS304 形状及び寸法 ・L-75×75×6(mm)の加工 長さ=100mm ・L-75×75×6(mm)の加工 長さ=150mm	(10.2.2)(10.2.3)(10.3.2)(10.3.3)	
	石表面処理 ・適用する ・適用しない 裏打ち処理 ・適用する ・適用しない 下地ごしらえ ※流し筋工法 ・あと施工アンカー工法 ・あと施工アンカー・横筋流し工法 ドレンパイプの材質 ・樹脂ネット製パイプ クロスメッシュ巻き 25~35φ アンカーの材質及び径 ※SS400 M12 あと施工アンカーの材質及び寸法(材質:) 寸法:) 目地 一般目地 目地幅(mm) ※6以上 シーリング材 ・適用する ・適用しない 伸縮調整目地 位置 ※標準仕様書表11.1.1による ・図示 シーリング材の目地寸法 ※幅・深さとも10mm以上 ・図示	(10.2.2)(10.4.2)(10.4.3)	
4 内壁空積工法	受金物 材質 ※SUS304 形状及び寸法 ・L-75×75×6(mm)の加工 長さ=100mm ・L-75×75×6(mm)の加工 長さ=150mm	(10.2.2)(10.4.2)(10.4.3)	
	石表面処理 ・適用する ・適用しない 裏打ち処理 ・適用する ・適用しない 下地ごしらえ ※あと施工アンカー・横筋流し工法 あと施工アンカー工法 アンカーの材質及び径 ※SS400 M12 あと施工アンカーの材質及び寸法(材質:) 寸法:) 目地 一般目地 目地幅(mm) ※6以上 シーリング材 ・適用する ・適用しない 伸縮調整目地 位置 ※6mmごと ・図示 シーリング材の目地寸法 ※幅・深さとも10mm以上 ・図示	(10.2.2)(10.4.2)(10.4.3)	
5 乾式工法	取付け方式 ・スライド方式 ・ロッキング方式 石表面処理 ・適用する ・適用しない 裏打ち処理 ・適用する ・適用しない だば用の穴の位置 ※標準仕様書10.5.2(2)(7)による ・図示 外壁の工法 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法 ※適用する(建築基準法に基づき定まる風圧力の(・1 ・1.15 ・1.3)倍の風圧力に対応した工法) ・適用しない アンカーの材質及び径 ※ステンレス(SUS 304) M10 あと施工アンカーの材質及び寸法(材質:) 寸法:) 目地 目地幅(mm) ※8以上 シーリング材 ・適用する(※標準仕様書9.7による) ・図示 ・適用しない	(10.2.2)(10.5.2)(10.5.3)(表10.2.4)	
	床及び階段の石張り	床石張りの表面処理 ・適用する ・適用しない 階段張りの表面処理 ・適用する ・適用しない 目地 一般目地 目地幅(mm) ・図示 シーリング材 ・適用する ・適用しない 伸縮調整目地 位置 ※床面積30㎡程度ごと、細長い通路の場合6m程度ごと及び他部材との取り合い部 ・図示	(10.6.2)(10.6.3)

7 塗装改修工事	○ 材料	屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 防火材料 ※屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。 ・次の箇所を除き防火材料とする。(箇所:)	[7.1.3]
	○ 下地調整	塗替えR B種の場合の既存塗膜の除去範囲 ※塗替え面積の30% ・図示 既存錆止め塗料の鉛含有量調査 ・行う(箇所) ・行わない	[7.2.1~7]
8 錆止め塗料塗り	○ 錆止め塗料塗りの種類	錆止め塗料塗りの種類	[7.3.2, 3]
	○ 塗装	塗装の種類 塗装面 工程	[7.4.2~7.14.2]
9 環境配慮改修工事	○ 錆止め塗料塗りの種類	塗装の種類 塗装面 工程	[7.4.2~7.14.2]
	○ 塗装	塗装の種類 塗装面 工程	[7.4.2~7.14.2]
10 外構改修工事	○ 錆止め塗料塗りの種類	塗装の種類 塗装面 工程	[7.4.2~7.14.2]
	○ 塗装	塗装の種類 塗装面 工程	[7.4.2~7.14.2]

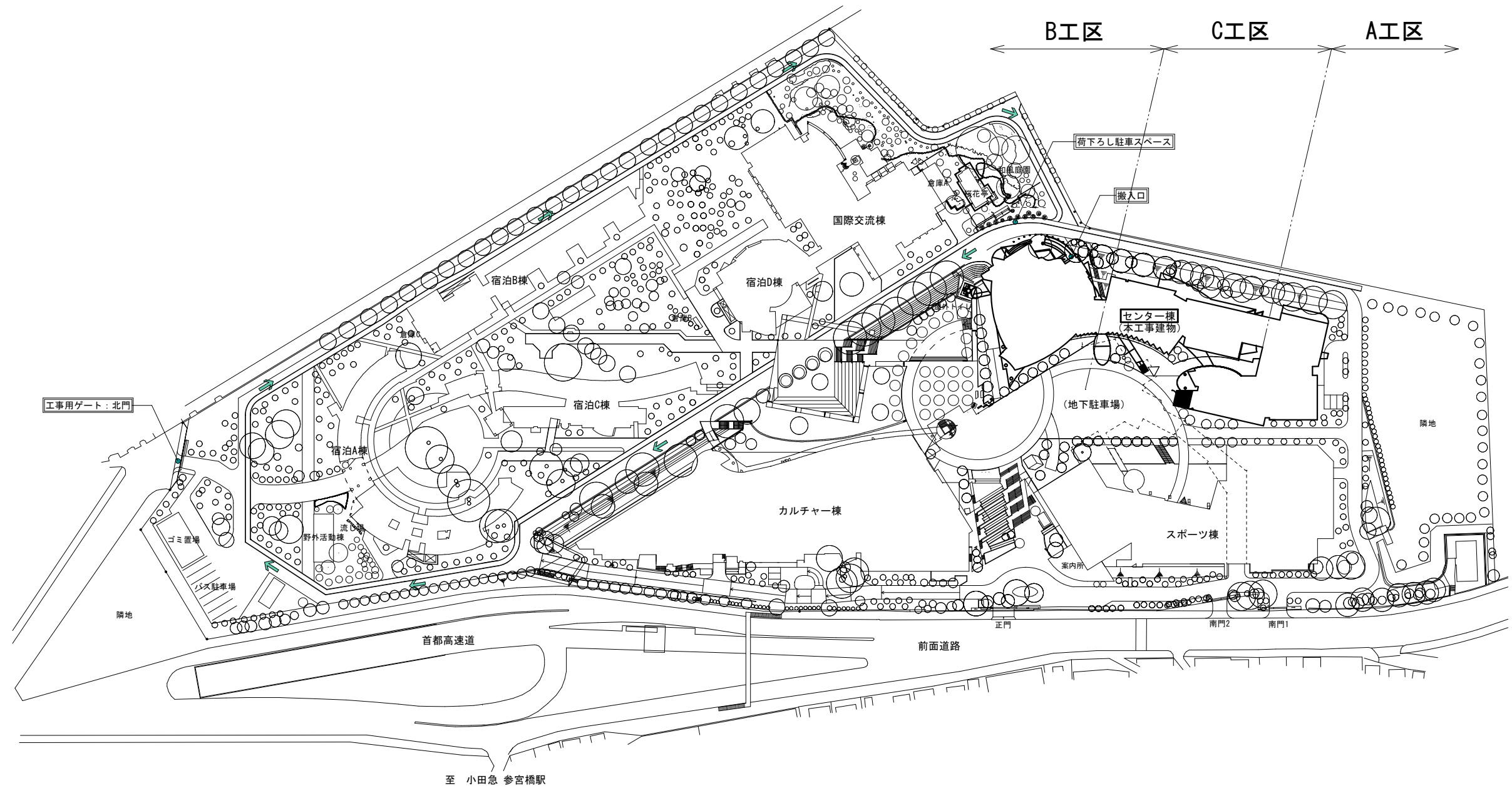
9 環境配慮改修工事	・ ガラス改修工事	複層ガラス 材料板ガラスの種類及び厚さの組合せ並びに複層ガラスの厚さ ・ 建具表による 断熱性による区分 ・ T1 ・ T2 ・ T3 ・ T4 ・ T5 ・ T6 日射取得性、日射遮蔽性による区分 ・ G ・ S 乾燥気体の種類 ・ 空気 ・ アルゴン 上記以外は、改修特記仕様書5章 建具改修工事による	[9.4.2, 3]
	○ 屋外雨水排水	排水管用材料 材種 管の種類 形状 呼び径 備考 ・ 遠心力鉄筋コンクリート管 外圧管(1種) ・ B形管 ・ 図示 ・ 硬質ポリ塩化ビニル管 ・ VP ・ 図示 ・ 硬質ポリ塩化ビニル管継手 ・ DV ・ 図示 ・ VU継手 ・ VU継手 ・ 図示 基礎の厚さ及び種類 ・ 図示 硬質ポリ塩化ビニル管の継手に用いる材料 ※接着剤 銅塊の形状及び寸法 ・ 図示 排水網の種類 ・ 図示 砂地業に用いる材料(6.4.2(2)) ・ シルト ・ 山砂 ・ 川砂 ・ 砕砂 砂利地業に用いる材料(6.4.2(1)) ・ 再生クラッシュアラミ ☐ ・ 切込砂利 ・ 切込砕石	(21.2.1)(表21.2.1)
10 外構改修工事	・ 錆鉄製ふた	名 称 種 類 適用荷重 鍵 備考 錆鉄製マンホールふた ・ 水封形 ・ T-2用 ・ 有り 左記以外の品質等は ・ 簡易密閉形(バッキン式) ・ T-6用 ・ 無し (公社)空気調和衛生工学会SHASE-S209による ・ 密閉形(テーパー・バッキン式) ・ T-20用 ・ 中ふた付き密閉形(テーパー・バッキン式)	(21.2.1)
	・ グレーチング	材質 形式 用途 適用荷重 メインバーピッチ 垂れつき(付着量) 上面形状 ・ 鋼製 ・ 受枠付き、ポルト固定 溝ふた(横溝用) ・ 歩行用 ・ 細目 ・ () ・ 凹凸形 ・ 樹ふた用、U字溝用 溝ふた(側溝用) ・ 歩行用 ・ 細目 ・ () ・ 凹凸形 ・ ステンレス製 ・ 受枠付き、ポルト固定 溝ふた(横溝用) ・ 歩行用 ・ 細目 ・ () ・ 凹凸形 ・ 樹ふた用、U字溝用 溝ふた(側溝用) ・ 歩行用 ・ 細目 ・ () ・ 凹凸形	(21.2.1)
10 外構改修工事	・ 街きよ、縁石、側溝	街きよ、縁石、側溝 種類 形状 寸法 ・ 縁石 ・ 図示 ・ L形側溝 ・ 図示 ・ U形側溝 ・ 図示 ・ U形側溝ふた ・ 図示	(21.3.1)(表21.3.1)
	・ 埋戻し土	地業の材料 ・ シルト ・ 山砂 ・ 川砂 ・ 砕砂 砂利地業に用いる材料 ・ 再生クラッシュアラミ ・ 切込砂利 ・ 切込砕石 砂利地業の厚さ ※100(mm) ・ 図示 ・ 現場打ちの場合のコンクリート材料 設計基準強度 ※18N/mm ² 凍上抑制層の厚さ ・ 図示 凍上抑制層に用いる材料 砂の粒度試験 ・ 行う ・ 行わない	(21.3.1)(表21.3.1)

10 外構改修工事	・ 路床	路床の材料 種 別 材 料 厚 さ(mm) ・ 盛土 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ 図示 ・ 凍上抑制層 ・ 再生クラッシュアラミ ☐ ・ クラッシュアラミ ・ 図示 ・ 切込砂利 ・ 川砂、海砂又は良質な山砂(75μmふるい通過量10%以下) ・ フィルター層 ・ 川砂、海砂又は良質な山砂(75μmふるい通過量6%以下) ・ 図示	(22.2.2)(22.2.3)(22.2.5)
	・ 路盤	路床安定処理 ・ 適用する ・ 適用しない 添加材料 種類 ・ 普通ポルトランドセメント ・ 高炉セメントB種 ☐ ・ フライアッシュセメントB種 ・ 生石灰(・特号 ・1号) ・ 消石灰(・特号 ・1号) 添加量 kg(目標ORR) ・ 以上 試験 砂の粒度試験 ・ 行う ・ 行わない 路床土の支持力比(CBR)試験 ・ 行う ・ 行わない 現場CBR試験 ・ 行う ・ 行わない 路床締固め度の試験(現場密度) ・ 行う ・ 行わない	(22.2.2)(22.3.3)(22.3.5)(表22.3.1)
10 外構改修工事	・ アスファルト舗装	アスファルト舗装の構成及び厚さ ※図示 アスファルト ・ 再生アスファルト ☐ (・60~80 ・80~100) ・ ストレートアスファルト 骨材 ・ 道路用砕石 ・ アスファルトコンクリート再生骨材 ☐ 加熱アスファルト混合物の種類 (22.4.4)(表22.4.4) 区 分 地 域 種 類 ・ 一般地域 ・ 密粒度アスファルト混合物(13) ・ 寒冷地域 ・ 細粒度アスファルト混合物(13) ・ 密粒度アスファルト混合物(13F)	(22.4.2)~(22.4.6)(表22.4.1)~(表22.4.4)
	・ コンクリート舗装	コンクリート舗装の厚さ 舗装の種類 部 位 厚 さ(mm) コンクリート舗装 歩行者用通路 ※70 ・ 図示 車路及び駐車場 ・ 150 ・ 図示 寒冷地の縁部立下り寸法等 ・ 図示 材料 コンクリート ・ 標準仕様書表22.5.11による 早強セメント ・ 使用する ・ 使用しない 注入目地材料 ※低弾性タイプ 目地 種類、間隔、構造 ※標準仕様書表22.5.3及び図22.5.11による ・ 図示 試験 舗装の平坦性 ※通行の支障となる水たまりを生じない程度	(22.5.2)~(22.5.6)(表22.5.1)~3
10 外構改修工事	・ ブロック系舗装	コンクリート平板舗装 種類 寸法(mm) 厚さ(mm) 目地材 表面加工 ※普通平板(N) ※300角 ・ 60 ※砂 ・ 研ぎ出し ・ 透水平板(P) ・ 目地材 ・ モルタル ・ 洗い出し ・ たたき出し 歩行者用通路に使用するコンクリート平板 ☐ (再生材料を用いた舗装用ブロック)とする。 透水平板は ☐ (透水型コンクリート)とする。 クッション材 ※砂 ・ 空練モルタル 仕上がり面の平坦性 ※歩行に支障のないものとし、コンクリート平板間の段差3mm以内 ・ インターロッキングブロック舗装 種類 部 位 厚 さ(mm) 曲げ強度(N/mm ²) 色 表面加工 ※普通ブロック(N) 車路 ※80 ・ ※5.0 ・ ・ 標準品 ・ 透水性ブロック(P) 歩行者用通路 ※60 ・ ※3.0 ・ ・ 歩道部に使用するブロックは ☐ (再生材料を用いた舗装用ブロック)とする。 クッション材 ※砂 ・ 空練モルタル 目地材 ※砂 ・ モルタル ・ 舗石舗装 種類 寸法(mm) 厚さ(mm) 施工方法 基層(mm) ・ 小舗石(花崗岩) ・ ・ 80 ・ うろこ張り ・ コンクリート舗装(※70) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ アスファルト混合物(※50) ・	(22.6.2)(22.8.3)
	○ 砂利敷き	種類 ・ A種(施工範囲: ・ 図示 ・ 通路 ・ B種(施工範囲: ・ 図示 ・ 建物周囲他)) ○ 玉砂利40φ程度(さび石) 厚300	(22.9.2)(表22.9.1)

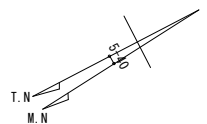
課長	課長補佐	係長	主任	国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センターセンター棟改修工事
				特記仕様書-4
				縮尺
独立行政法人 国立青少年教育振興機構				A-005
独立行政法人 国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センター センター棟他機能改善整備設計業務				坂倉建築研究所 大阪事務所 一級建築士 第204483号 宍道 弘志

区 分		建 築	電 気	機 械	建 築 (土 木)	別 途	備 考	区 分		建 築	電 気	機 械	建 築 (土 木)	別 途	備 考	区 分		建 築	電 気	機 械	建 築 (土 木)	別 途	備 考				
名 称	適 要							名 称	適 要							名 称	適 要							名 称	適 要		
コンクリートコア抜き	鉄筋探査の上、位置調整 鉄筋切断部は防錆塗装		○	○			墨出し共、但し、天井点検 口は建築工事	排煙防火ダンパー	リレー取付まで①		○					動力、照明用電源、接地引 込み	カウンター (ホワイエ)						○	穴あけ共			
コンクリート穴あけ	梁、壁木製型枠入れ	○					墨出し、補修除く	煙感知器連動シャッター	リレー取付まで②	○						コンセント接地	ビット内、機械室内				○						
"	梁、壁スリーブ入れ (将来対応用含む)	○	○	○			ボイド等	煙感知器連動防炎垂れ壁	リレー取付まで③	○						インタホン配線	シャフト外							○			
"	床スラブ木製型枠入れ	○					墨出し、補修除く	上記①～③用煙感知器	リレーまでの配管配線共	○						"	シャフト内							○	(昇降機設備工事で施工)		
"	床スラブスリーブ入れ	○	○	○			ボイド等	道路側溝用排水	L型・U型と管布設	○			○			芝生、種子吹付								○			
壁等開口部補強	鉄筋切断時の補強	○						制御盤	制御盤以降の配管、配線共	○	○					法枠、モルタル吹付								○	図示のサインは建築工事		
天井点検口	点検口取付及び、開口部補強	○					ボード切込、墨出し共	同上接続 (一次側)	制御盤主閉器までの配管配線	○						コンクリート擁壁									○		
開口補強を必要としないボ ード等の切開		○						屋内消火栓	消火ポンプ、制御盤	○						補強									○		
軽量鉄骨下地開口部補強	天井及び壁、ボード切開	○					照明器具、空調吹出口、 給排気ガラリ等	屋内消火栓起動リレー		○						窓ﾌﾞﾙﾐﾝﾊﾞｰの穴開	ダクト等の貫通部									○	
鉄骨下地開口部	電気・機械設備関係開口部		○	○				同上表示灯及び起動装置		○						はと小屋 (設備立上りユニ ット) の穴あけ									○	床置き型は除く	
壁・衛生陶器等の下地補強	露出形器具取付用 (電気)	○						自動火災報知設備		○						金属パネル穴まわり シール	ダクト等の貫通部								○	積層書架のみ施設部 (建築)	
床下点検口	改め口取付及び、開口部補強	○					墨出し共	連絡送水口	座板等	○						ダクト撤去部の穴埋補修									○		
流し台	ステンレス製 (排水金具含む)	○					水切り板・同穴あけ共	独立煙突		○						配管配線撤去部の穴埋補修	ビス穴共								○		
"	排水管の接続			○				同上煙道	銅板製		○					上記穴埋部の仕上									○		
"	陶器製			○				同上避雷設備			○					多目的トイレ手すり									○		
洗面器等取付化粧板	ライニング含む	○						配管配線用ビット	蓋共	○						和便器の撤去及び補修									○		
ルーフトレン		○						二重床の配管、配線用開口	フリーアクセスフロア等	○						洋便器の撤去及び補修									○		
立どい	防露工事共	○					図示の範囲	コンクリートシャフト 点検口		○						流し台	研究室・実験室・会議室・セミナー室					○		○	配管接続含む	電話機	
雨水排水管	1FLから排水幹線までの配管			○			第1樹を含む	天井フック		○						同上 (陶器製手洗器)	講義室								○		
"	幹線の配管			○				機械室の防音遮音処理		○						同上 (ステンレス製手洗器)	給湯室								○		
生活排水、実験排水	建物から第1樹までの配管			○			第1樹を含む	特殊サイズ鏡		○						ドラフトチャンパー	本体								○		
"	第1樹から排水幹線までの配管			○												"	排風機								○		
"	幹線の配管			○												"	渡り配線・制御								○	実験盤と機器との接続 ケーブル	
大型機械基礎		○						避雷設備		○						"	ダクト								○	室天井面から屋上突き出 し	
一般機器類の基礎	配管、アンカーボルト、仕上、防水共	○	○					保守管理用タラップ 、はしこ		○						"	電源制御ケーブル									○	実験盤と排風機との接続 ケーブル、接続は学部工事
機械用アンカーボルト型枠 入れ又はあと施工アンカー	ボイラ、冷凍機等機械設備関係機器			○			墨出し共	室内テレビ用吊金物下地		○						"	電源制御ケーブル用配管									○	実験盤と排風機との接続 ケーブル用配管
"	自家発電機その他電気関係機器	○					墨出し共	防火区画貫通部処理・補修		○	○					モルタル充填	冷却水設備	装置								○	業品棚
屋外貯油槽	躯体	○						機器・配管取付後の壁、床 などの補修		○	○					"	渡り配線・制御								○	実験盤と機器との接続 ケーブル	
"	貯油槽埋戻し及び配管			○				同上補修後 仕上		○						"	配管								○	特殊室ベース照明	
共同溝	歩床コンクリート共			○				テレビアンテナ		○						N2設備	装置									○	クレーン
建物、共同溝、 接続トレンチ		○						グリストラップ 及びガソリントラップ	コンクリート製 (ふた共)	○						"	配管								○		
同上接続部止水板		○		○				"	ステンレス銅板製 (ふた共)	○						"	渡り配線、制御								○	実験盤と機器との接続 ケーブル	
防火用水槽		○		○				同上補修	区画貫通処理	○	○					モルタル充填	ヘリウム回収	装置							○		
防火用水池用給排水管				○				電動シャッター、自動扉の 配管配線	二次側。操作盤、押しボタン取付共	○						"	配管								○		
各種槽類	コンクリート製	○						同上配線配管、接続	一次側	○						"	渡り配線、制御								○	実験盤と機器との接続 ケーブル	
"	SUS、FRP製			○				ユニットバス・シャワー 本体	据付共	○							メイン主幹盤								○	電力検針、コンセントなし 電力検針あり	
各種槽類 基礎		○						同上用配線	一次側接続まで。SWの取付配線	○							実験盤								○	電力検針、コンセントあり	
換気扇取付	ダクトのあるもの			○			天井扇等	同上用配管	接続まで	○						0A盤									○	電力検針、コンセントあり	
"	壁、サッシ等への取付 (材共)			○			取付板取付防水共	冷蔵、冷凍、恒温恒湿 、シールド、防音、無音室	現場製作ものの内装	○						共用盤									○		
建具パネル取付用換気扇	アルミ複合パネル切り欠き	○						"	プレハブの内装	○	○					住宅用盤									○	電力検針、コンセントあり	
外壁取付ガラリ	給排気用、ダクト接続フランジ共	○						昇降機設備本体	三方枠、同取付後の壁補修まで (トロ詰め)	○						実験機器への接続 ケーブル									○	実験盤と機器との接続 ケーブル	
内壁取付ガラリ		○					遮光ガラリ共	同上配線配管、接続	一次側	○						実験機器用ブレーカ	クリンルーム実験室									○	ローパーティション
ガラリへの給排気ダクト接 続				○				昇降機設備用機械室	天井フック、床シリンダーコンクリート 防塵塗料、搬入用等開口、換気ガラリ共	○						机、椅子、ベッド									○	既存スラフ及び壁の 穴あけ、補修	
煙感知器連動防火戸		○						同上換気扇取付	サーモスイッチ共	○						教壇、教卓、作業台、実験 台、OA机、ラック									○	図示以外のもの	
同上用煙感知器	リレー及びリレーまでの配管配線共	○						三方枠周囲の壁仕上げ		○						白板、黒板、掲示板	室内のもの								○	図示以外のもの	
バリアフリー洗面器		○						各階出入口用開口	敷居取付用持出し共	○																	
便所廻り手すり				○			下地補強は建築	ビット内防水		○																	
鏡				○																							

【凡 例】 : 本工事対象外	課 長	課長補佐	係 長	主 任	国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センターセンター棟改修工事
					工事区分表
					縮 尺
	独立行政法人 国立青少年教育振興機構				A-006
業務名 独立行政法人 国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センター センター棟他機能改善整備設計業務					坂 倉 建 築 研 究 所 大 阪 事 務 所 一 級 建 築 士 第 204483号 宍 道 弘 志



国立オリンピック記念青少年総合センター 全体配置図

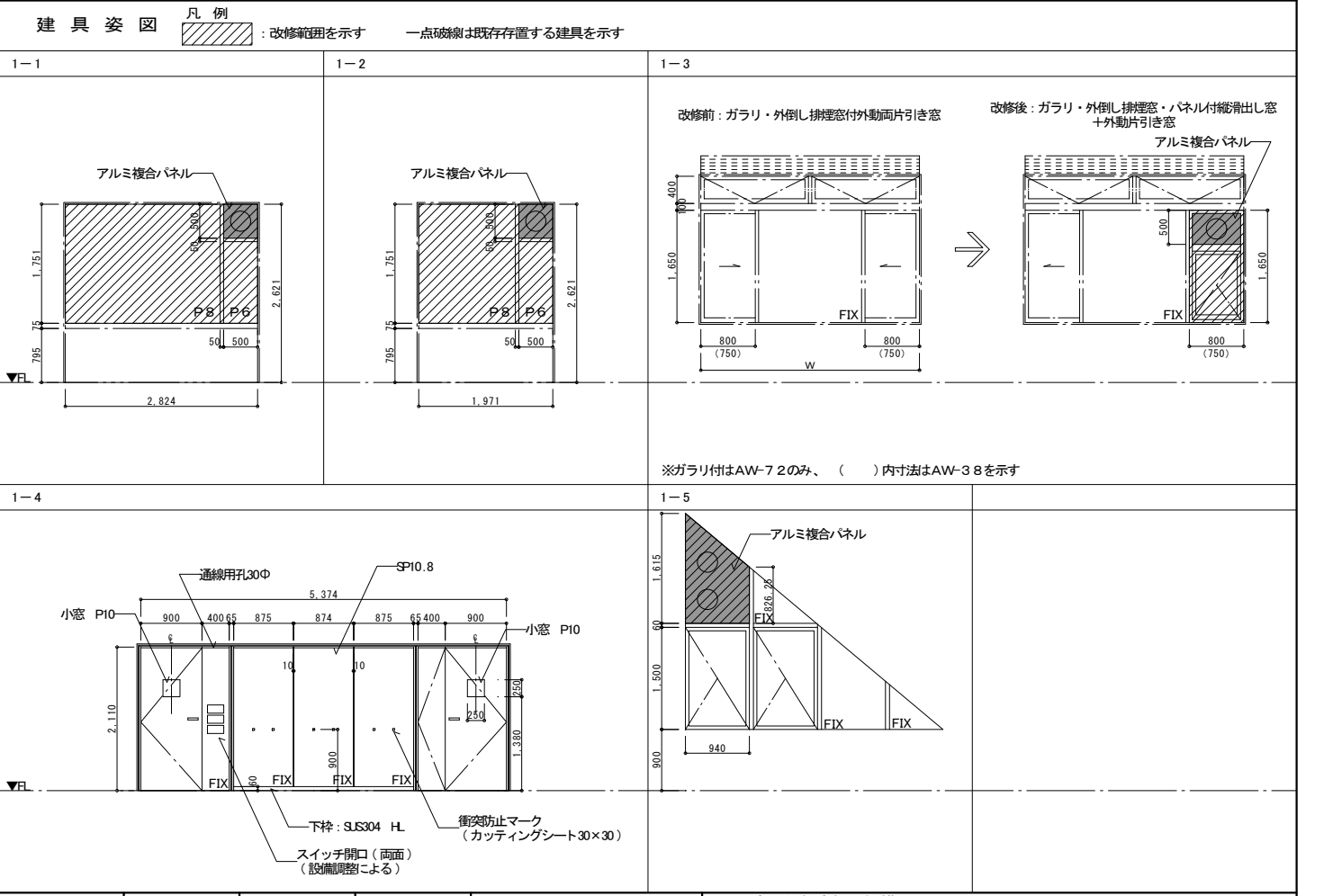


- 【凡 例】
- : 仮設計画内容を示す
 - ➡ : 工事車両動線 (一方通行)
- 【特記事項】
1. 工事用ゲートは北門とし、パネルキャスターゲート (W5.4m×H2m) を設置する
 2. 警備員を配置する (設置期間: 2022年8月1日~2023年3月31日)
 3. 構内は搬出入の車両のみ入構可とする。(但し、構内有料駐車場は台数制限にて調整可) 当該棟搬入口付近より搬入を計画する。搬入利用時間は早朝~8:30までを基本とする
 4. 建物内上下搬入は、2台中1台のエレベーターの使用を可とする
 5. 外部足場 (任意仮設) は入札前に建物形状・地盤形状を現地確認の上、安全性に十分留意した計画を行うこと。また、足場には利用者及び職員が近づかないよう、仮囲いを設置すること
 6. 本工事は3工区順次工事とするため、工事進行に伴い適宜調整を行う他、構内運用状況、本棟別工事、及び他棟工事の状況より柔軟な対応があることを前提とする

課長	課長補佐	係長	主任	国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センターセンター棟改修工事 全体配置図・仮設計画図
				縮尺 1:2000
独立行政法人 国立青少年教育振興機構				A-007
業務名 独立行政法人 国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センター センター棟他機能改善整備設計業務				坂倉建築研究所 大阪事務所 一級建築士 第204483号 栄道 弘志

改修工事項目		共通仕様①: 2重シーリング打替は内側シーリング点検+外側の保護シーリング打替とする 共通仕様②: シーリングの積算数量は図示の1.4倍を計上する(積算対象)	
1	【改修工事】 全ての研修室(但し、300人室は除く)、階段-3、及び階段-4の床タイルカーベット(階段蹴込み)上を更新する また、階段扉部はSU304製ノンスリップ(「ナカ工業 ハイステップアート」同等品)を更新する	18	喫煙室(3階・4階・5階の3箇所)のフルリノベーションを行う。但し、AW、外壁側のGB面、及びCBIは存置とする 1) 3階・4階: 研修室40人室へ改修する。平面白板(W4800×H1231)、 木製スクリーンボックス(集成材厚24下地SOP塗装 L2436×W196×H150)、90インチスクリーン共 2) 5階: スマートインフィル(別途工事)スペースへ改修する
2	全ての研修室(但し、300人室は除く)の壁ビニルクロス仕上(計画数量: 800㎡)を更新する	19	3階TELカウンターを撤去し、隠話コーナー(木製造作ベンチ新設)に改修する カウンタープラケック撤去後のGB面(2㎡)を更新する
3	全ての研修室(但し、300人室は除く)の壁E.P.塗装(汚れ防止タイプ クラック補修を含む 計画数量: 1081㎡)仕上を更新する ・GB面クラック補修: Vカットの上、ファイバーテープW50+パテ補修 (計画想定長さ100m)	20	個別排気設備工事に伴う建築工事(コア抜き・換気設備は設備工事 その他工事区分による) 1) 電気配線取入用コア抜きの点検口600角(アルミ製目地タイプ)新設 1箇所 2) 電気配線線用点検口450角(アルミ製目地タイプ)新設 28箇所 3) 機械設備コア抜き用の天井材撤去・復旧(研修室20人室-1~18: 各1箇所、研修室160人室-2: 2箇所、講義室-5: 1箇所の計21箇所 各RB6枚 1.08㎡ LGS共)。また、天井復旧後、室内全体の天井にE.P.塗装を行う
4	全ての研修室(但し、300人室は除く)の木巾木、腰壁木部(ボーダーを含む)のC.L.塗装(計画数量: 1035㎡)を更新する 全ての研修室(但し、300人室、小規模研修室は除く)の空調カウンター天板木部塗装(小口部共)を更新する(研修+C.L.塗装 計画数量: 79㎡) ・但し、数量の30%はクラックにより修繕不能の為、張替(ナラ集成材 厚45 C.L.塗装仕上)とする	21	4) 構造的にコア抜きが不可能な研修室はAW建具改修を行う(カバー工法によるアルミ断熱パネルに換気設備を設置する) プラン変更による排気量積が不特定の室のAC-9建具改修を行う(カバー工法による)。手動式オペレーター(配管は天井・壁隠蔽式)共
5	全ての研修室(但し、300人室、小規模研修室は除く)の木製ステージ塗装(立上り部共 計画数量: 141㎡)を更新する(研修+C.L.塗装)	22	5) 5階研修室200人室のトップライト複層ガラス部を交換する ・PB+A12+PHW6.8+飛散防止フィルム 三角形(2辺寸法1167×1167)×2箇所
6	全ての研修室(但し、300人室は除く)の掲示クロス(H1200内外 計画数量: 234㎡)を更新する	23	【修繕工事】 6階E.V.ホール-A 天井漏水修繕を行う【現況部分詳細図-1~2参照】 内部側) 天井(GBt9.5+RBt9)17㎡撤去、軒通等口の防水仕舞調査の上、天井復旧(450角目地タイプ点検口×2箇所新設共) また、天井復旧後に6階E.V.ホール-Aの天井にE.P.塗装(計画想定数量: 29㎡)を行う 外部側) 屋根A-1内通点検の上、ウレタン塗膜防水新設。立上り部のシーリング(20×10 計画想定数量: 20㎡)を打替る
7	全ての研修室(但し、300人室は除く)の建具FE塗装を更新する(LD面は付付塗装 計画数量: 444㎡) ・また、空調カウンター天板にある鋼製取出口のFE塗装(計画想定数量: 20㎡)を更新する	24	6) 6階青少年教育研究センター 床漏水修繕を行う【現況部分詳細図-3参照】 内部側) ACWサッシ際のOAフロア10㎡を脱着し、調査の上グラウト(計画想定数量: 10㎡)を注入する 外部側) 建具下枠の保護モルタル撤去の上、アスファルト防水仕舞部を点検の上、シーリング20×10(計画想定数量: 10㎡)を行う。 また、保護モルタル復旧+ウレタン塗膜防水H150+W300(ノンスリップタイプ)を塗布する
8	全ての研修室(但し、300人室は除く)の天井クロス(H1200内外 計画数量: 234㎡)を更新する	25	5) 5階研修室200人室 天井漏水修繕を行う【現況部分詳細図-4~9参照】 外部側) 屋根C-1(ステンレスシーム溶接屋根)の点検及び内通点検の上、ウレタン塗膜防水新設 また、トップライト-5廻りのシーリング(10×10 計画想定数量: 73㎡ ガラス部5×10 計画想定数量: 123㎡)を更新する 内部側) 既存天井(口の字トップライト)に囲まれた部分 計画数量: 67.2㎡にE.P.塗装を行う
9	共用部(4階廊下C-1の一部)の床リノリウム仕上(床材の取合う巾木及びセルフレベリング厚12.5共)を更新する ・巾木: 硬質塩化ビニル製H60(入り巾木納まり)。数量の30%(計画想定)はGB下地調整を行う	26	4) 4階E.V.ホール-B 床漏水修繕を行う【平面詳細図参照】 外部側) AW-81廻り(屋上C-9立上りを含む)のシーリング(10×10 計画想定数量: 25㎡ ガラス部5×5 計画想定数量: 130㎡)を打替る
10	共用部(職員勤務エリア、2階食堂などは除く)の壁E.P.(汚れ防止タイプ クラック補修を含む) 計画数量: 6647㎡)仕上を更新する ・GB面クラック補修: Vカットの上、ファイバーテープW50+パテ補修 計画想定長さ200m	27	エントランストップライト(TL-1-2)、ブリッジB-2 屋根漏水修繕を行う【現況部分詳細図-10~18参照】 外部側-1) ガラスシーリング(5×5 計画想定数量: 432㎡)及びシーリング(20×10 計画想定数量: 250㎡)を全て打替る 外部側-2) ブリッジ内通(2本 計画想定数量: 9㎡)、ブリッジB-2底、及びTL下部アルミパネルに ウレタン塗膜防水(計画想定数量: 90㎡)を新設する 外部側-3) 鋼製真鍮部の旧塗装をケレン除去の上、新設する(ZRC防錆塗装+専用フッ素樹脂塗装) 計画想定数量: 50㎡ 屋根A-7、ブリッジB-1上屋 天井漏水修繕を行う【現況部分詳細図-19~21参照】 外部側-1) 屋根の点検及び屋根廻りの全てのシーリング(20×10 計画想定数量: 252㎡)を打替る 外部側-2) 内通のウレタン塗膜防水(計画想定数量: 44㎡)を新設する 外部側-3) 笠木ウレタン塗膜防水(計画想定数量: 39㎡)を新設する 外部側-4) 梅雨屋根排水の三角シーリングを新設する(10×10 計画数量: 63㎡) 外部側-5) ブリッジのタイル取合い部のシーリング(20×10 計画想定数量: 11㎡)を打替る 内部側-1) 床タイルカーベットを更新する(青少年教育情報センター部分: 448㎡)する
11	共用部(職員勤務エリア、2階食堂などは除く)の壁E.P.(汚れ防止タイプ クラック補修を含む) 計画数量: 6647㎡)仕上を更新する ・GB面クラック補修: Vカットの上、ファイバーテープW50+パテ補修 計画想定長さ200m	28	
12	共用部(4階廊下C-1の一部)の床リノリウム仕上(床材の取合う巾木及びセルフレベリング厚12.5共)を更新する		
13	各階男子/女子洗面所-B、-C、各階洗面所-Bの床ビニルシート仕上を更新する。湯沸室-Bは壁E.P.塗装更新共		
14	自動扉のエンジン及びセンサーを更新(16建具25箇所)する(メンテナンス契約業者より同等グレード指定)		
15	防火・防煙シャッターの現状適合改修(下記の13建具16箇所 特記なき限り数量は1箇所)を行う SS-1: W4200×H2400 SS-3: W3120×H2800 SS-4: W3180×H3020 SS-6: W4650×H2750 SS-8: W5100×H2400 SS-10: W2000×H845×2箇所 SS-201: W5190×H2590 SS-202: W3950×H2590 SS-203: W4297×H3250 SS-204: W4666×H3000 SS-205: W5750+W1600×H1890 SS-206: W3860+W3915+W4495×H1900		
16	排気窓オペレーターの更新を行う 1) 既存電動扉更新部品: スイッチ、制御盤、ワイヤー、ダンパー、滑車他一式。計画スイッチ数量: 15箇所 2) 既存手動扉更新部品: ハンドル別置ボックス、ワイヤー、ダンパー、滑車他一式。但し、改修前に現地調査(トルク値及び納まり)を行い、 ハンドルボックスを分離(隠蔽配管とする)して負荷を軽減できる場合は、監視員と協議した要領により改修する。計画ボックス数量: 130箇所		
17	1階男子便所-A、2階男子/女子便所-Aの和便器⇒洋便器改修(計3箇所 リニューアル工法 設備工事)に伴い、 ・1階男子/女子便所-A及び1・2階男子/女子洗面所-Aの床ビニルシート仕上を全て更新する ・トイレブースの取扱い・再取付を行う。但し、経年劣化による施工上の問題が生じる場合は、事前に監督職員と協議すること ・トイレブースの各表示錠(「ベスト No.1600シリーズ」同等品)を更新する ・トイレブースの全表示錠上取トレ金物(「ベスト 忘れ物ゼロトレ No.1660」同等品)を新設する		

建具表		【内番号は標準詳細図集の詳細番号を示す 共通仕様: レバーハンドル高さ=床レベル+1050、換気扇開口サイズは据付施工者と調整、及び現地実測による確認を行うこと									
符号	形式	改修/新設 数量	建具寸法		建具枠		ガラス/アルミ複合パネル		建具 仕上	建具金物	備考
			幅(W)	高さ(H)	枠見込 (mm)	扉厚 (mm)	枠廻り 枠-くつずり	種類			
SSW 2	1-1 上部FIX窓⇒FIXパネル+FIX窓に改修	改修1 (溶接工法)	2824	2621	40	—	—	フロートガラス アルミ複合パネル	P6・P8 12	耐熱性塗料 (フッ素)	換気扇用開口共 (300Φ程度)
SSW 4	1-2 上部FIX窓⇒FIXパネル+FIX窓に改修	改修1 (溶接工法)	1971	2621	40	—	—	フロートガラス アルミ複合パネル	P6・P8 12	耐熱性塗料 (フッ素)	換気扇用開口共 (300Φ程度)
AW 41	7-16 欄干FIX窓⇒FIXパネルに改修	改修1	950	950	100	—	—	アルミ複合パネル	12	—	換気扇用開口共 (300Φ程度)
AW 43	7-17 欄干FIX窓⇒FIXパネルに改修	改修2	950	1000	100	—	—	アルミ複合パネル	12	—	換気扇用開口共 (300Φ程度)
AW 44	7-18 欄干FIX窓⇒FIXパネルに改修	改修2	950	1000	100	—	—	アルミ複合パネル	12	—	換気扇用開口共 (300Φ程度)
AW 38 AW 66 AW 72	1-3 FIX窓⇒FIXパネル+総滑り出し窓に改修	改修9 (カバー工法)	800 (750)	1550	100	—	—	フロートガラス アルミ複合パネル	P8 12	ウレタン 焼付塗装	滑出し金物一式 換気扇用開口共 (300Φ程度)
AC 8	10-7 1-5 FIX窓⇒FIXパネルに改修	改修2	950	1000~ 1850	100	—	—	アルミ複合パネル	12	—	換気扇用開口共 (300Φ程度×2)
AC 9	10-6 FIX窓⇒外倒し排煙窓+FIX窓に改修	改修4 (カバー工法)	950	1000	100	—	—	フロートガラス	P6	ウレタン 焼付塗装	手動式オペレーター 換気扇用開口共 (300Φ程度)
AC 10	10-16 1-5 FIX窓⇒FIXパネルに改修	改修1	950	1000~ 1615	100	—	—	アルミ複合パネル	12	—	換気扇用開口共 (300Φ程度×2)
LDW 1	1-4 片開き軽量鋼製扉+FIXパネル+FIX窓+親子両開き軽量鋼製扉	新設2	5366	2100	80	扉45 ハ 枠60	4-(24)-2 に準じる 4-(31)-1	フロートガラス 瞬間調光ガラス	P10 10.8	特記なき限り FE塗装	電気錠、レバーハンドル、PH、 CDC(a)、フランス落し 、3方S.A.T.ゴム、扉下部自動遮音ゴム 、遮音塩ビシート、衝突防止マーク 電気設備スイッチ用 開口共 、両面フラッシュ

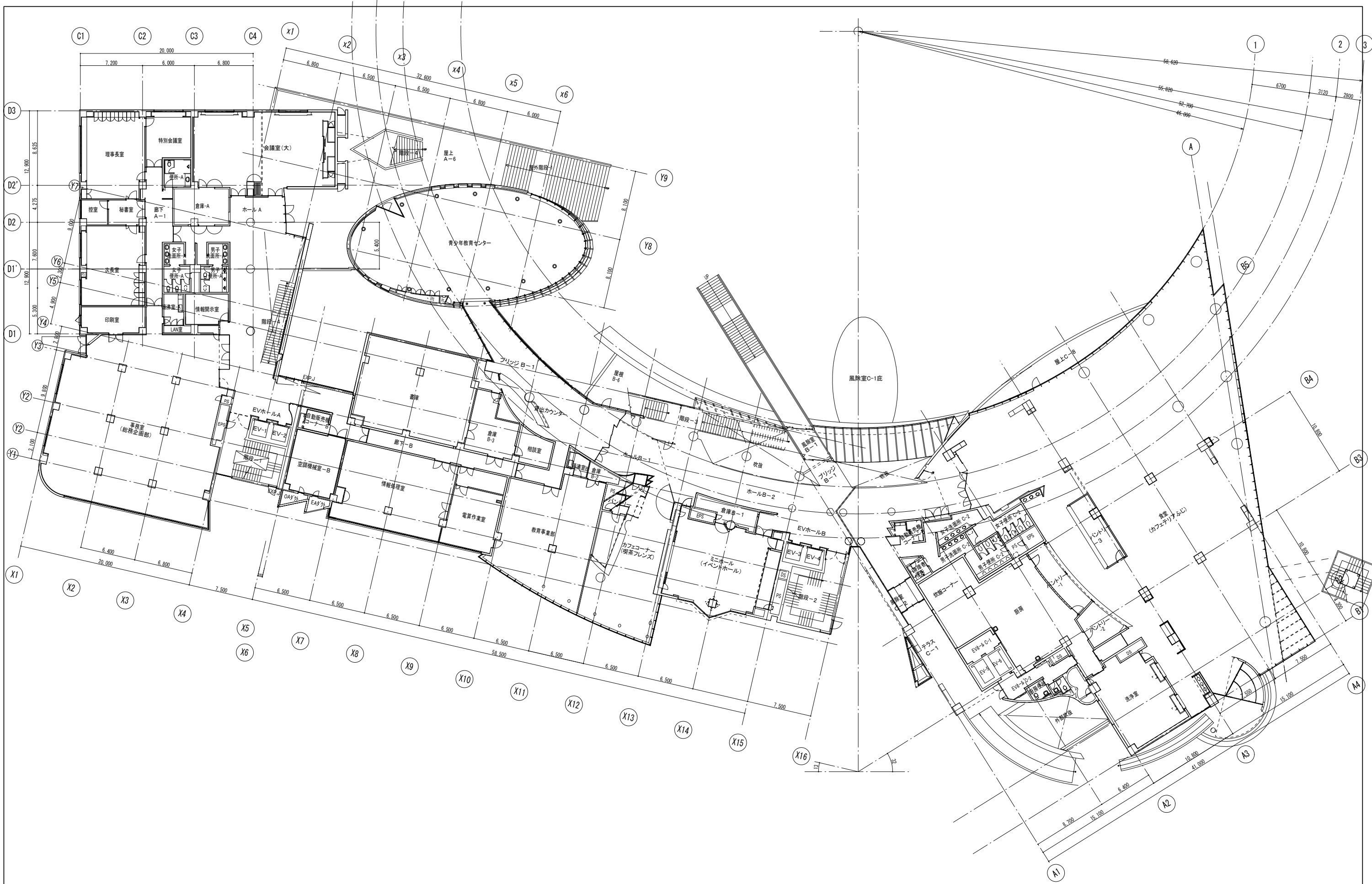


共通事項略号	建具符号		ガラス				建具金具				課長	課長補佐	係長	主任																			
	AW	AG	ACW	SD	SW	SP	SH	DC(a)	DC(b)	CDC(a)					CDC(b)	CDC(S)	PH	HC	TH	THC	PH	C	HG										
	アルミ製窓	アルミ製ガラリ	アルミ製カーテンウォールサッシ	鋼製扉	鋼製窓	鋼製間仕切りパネル	鋼製枠木製窓	フロート板ガラス	型板ガラス	重量シャッター	軽量鋼製扉	ステンレス製扉	木製扉	鋼製間仕切りパネル	鋼製枠木製窓	強化ガラス	倍強度ガラス	耐熱ガラス(特定防火設備)	瞬間調光ガラス	複層ガラス	合せガラス	ドアクローザ(ストップ付)	ドアクローザ(ストップなし)	コンシールドドアクローザ(ストップ有)	コンシールドドアクローザ(ストップ無)	燃感知運動自動装置付き	ヒボットヒンジ	ヒンジクローザ	点検扉用ヒンジ	点検扉用スプリングヒンジ	ピボットヒンジ	T番	ハンガーレール金物一式
	独立行政法人 国立青少年教育振興機構														国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センターセンター棟改修工事																		
	独立行政法人 国立青少年教育振興機構														改修工事項目・建具表																		
	業務名 独立行政法人 国立青少年教育振興機構														縮尺																		
	業務名 独立行政法人 国立青少年教育振興機構														A-008																		
	業務名 独立行政法人 国立青少年教育振興機構														坂倉建築研究所 大阪事務所 一級建築士 第204483号 矢道 弘志																		



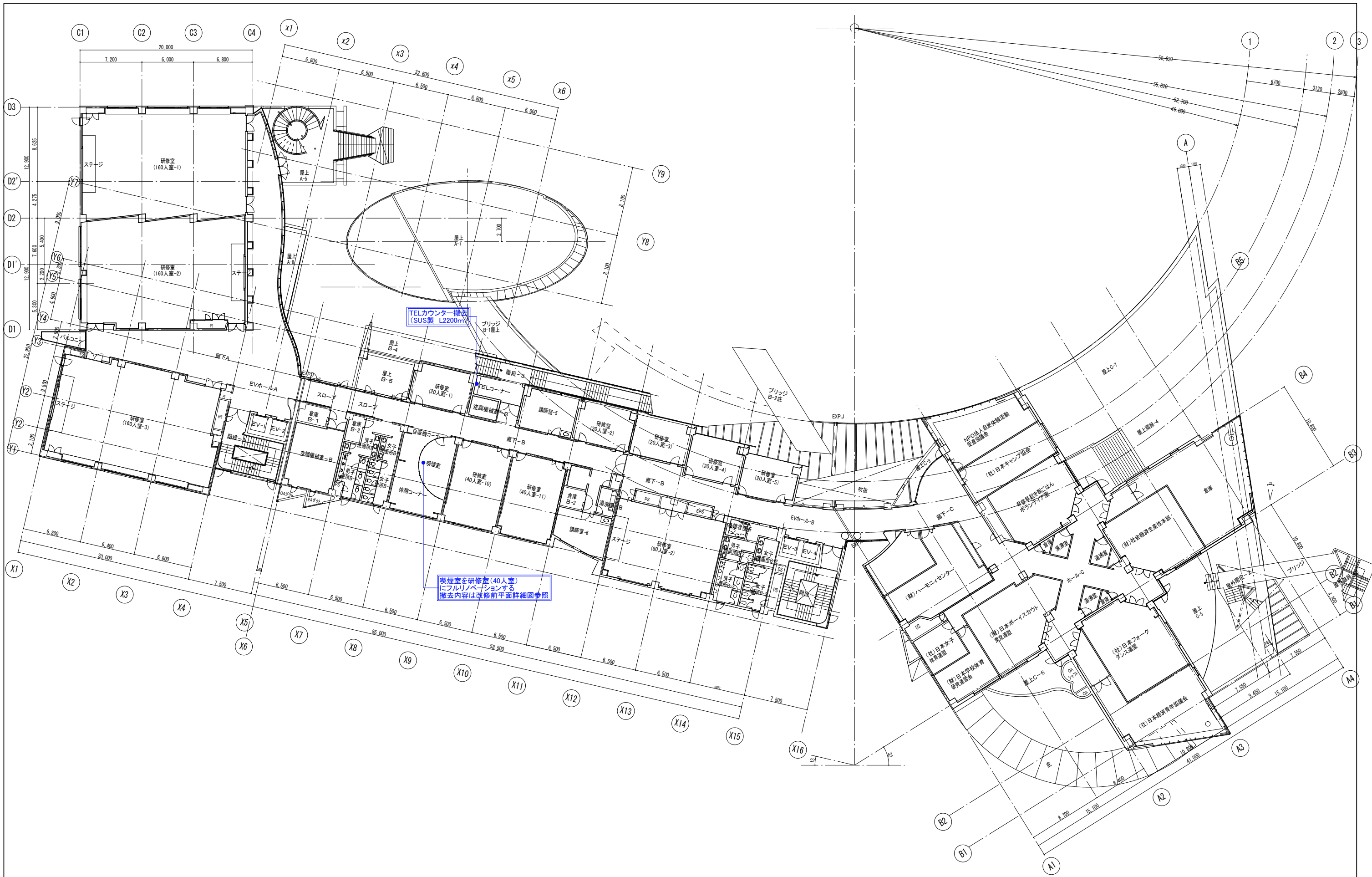
凡例
 ***** : 本改修工事項目を示す

課長	課長補佐	係長	担当	独立行政法人 国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センター棟改修工事
				改修前 1階平面図
				縮尺 1:400 (A3)
独立行政法人 国立青少年教育振興機構				A-009
業務名 独立行政法人 国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センター センター棟他機能改善整備設計業務				坂倉建築研究所 大阪事務所 一級建築士 第204483号 矢道 弘志



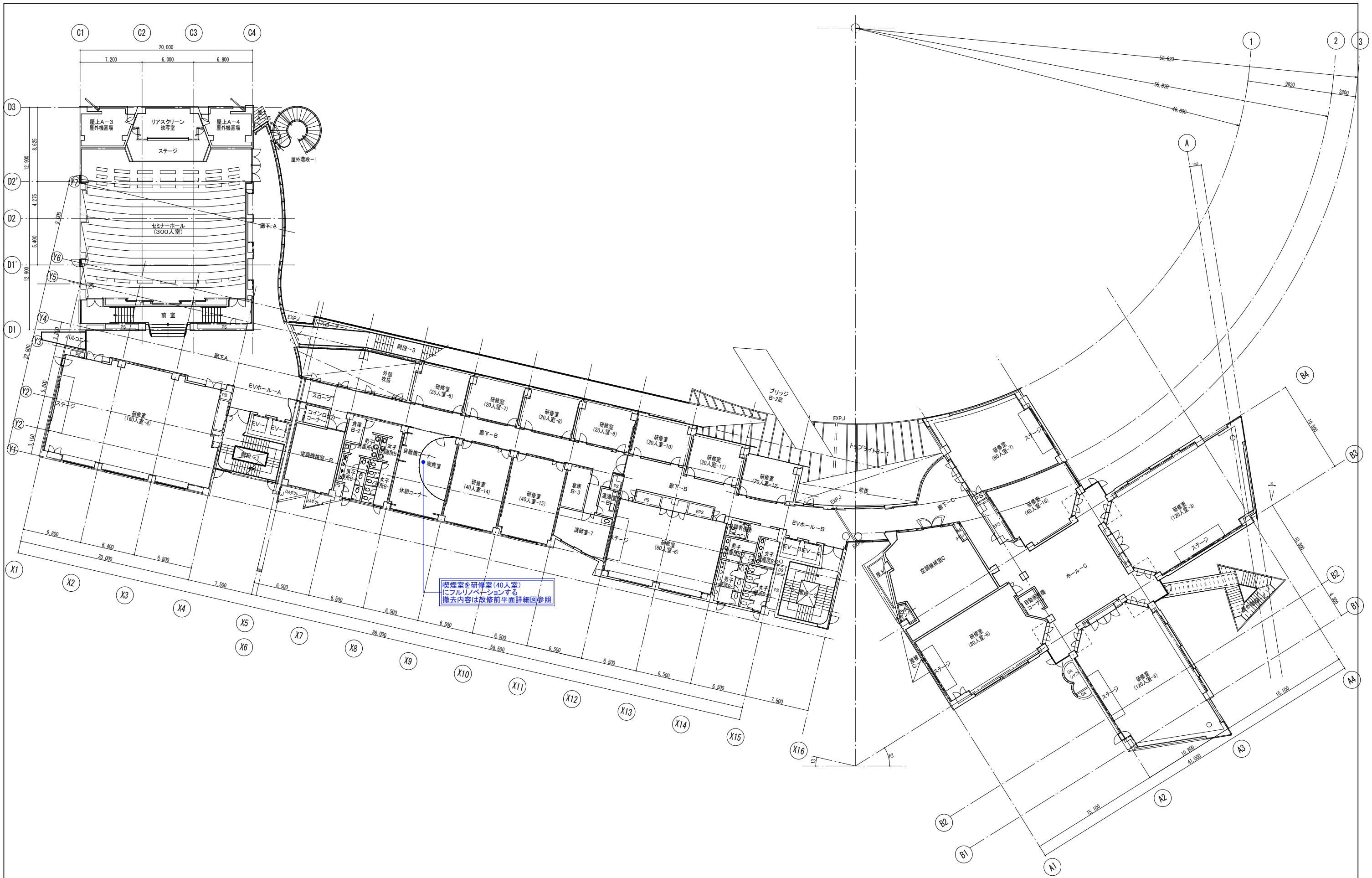
凡例
 ***** : 本改修工事項目を示す

課長	課長補佐	係長	担当	独立行政法人 国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センターセンター棟改修工事
				改修前 2階平面図
				縮尺 1:400 (A3)
独立行政法人 国立青少年教育振興機構				A-010
業務名 独立行政法人 国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センター センター棟他機能改善整備設計業務				坂倉建築研究所 大阪事務所 一級建築士 第204483号 矢道 弘志



凡例
 ***** : 本改修工事項目を示す

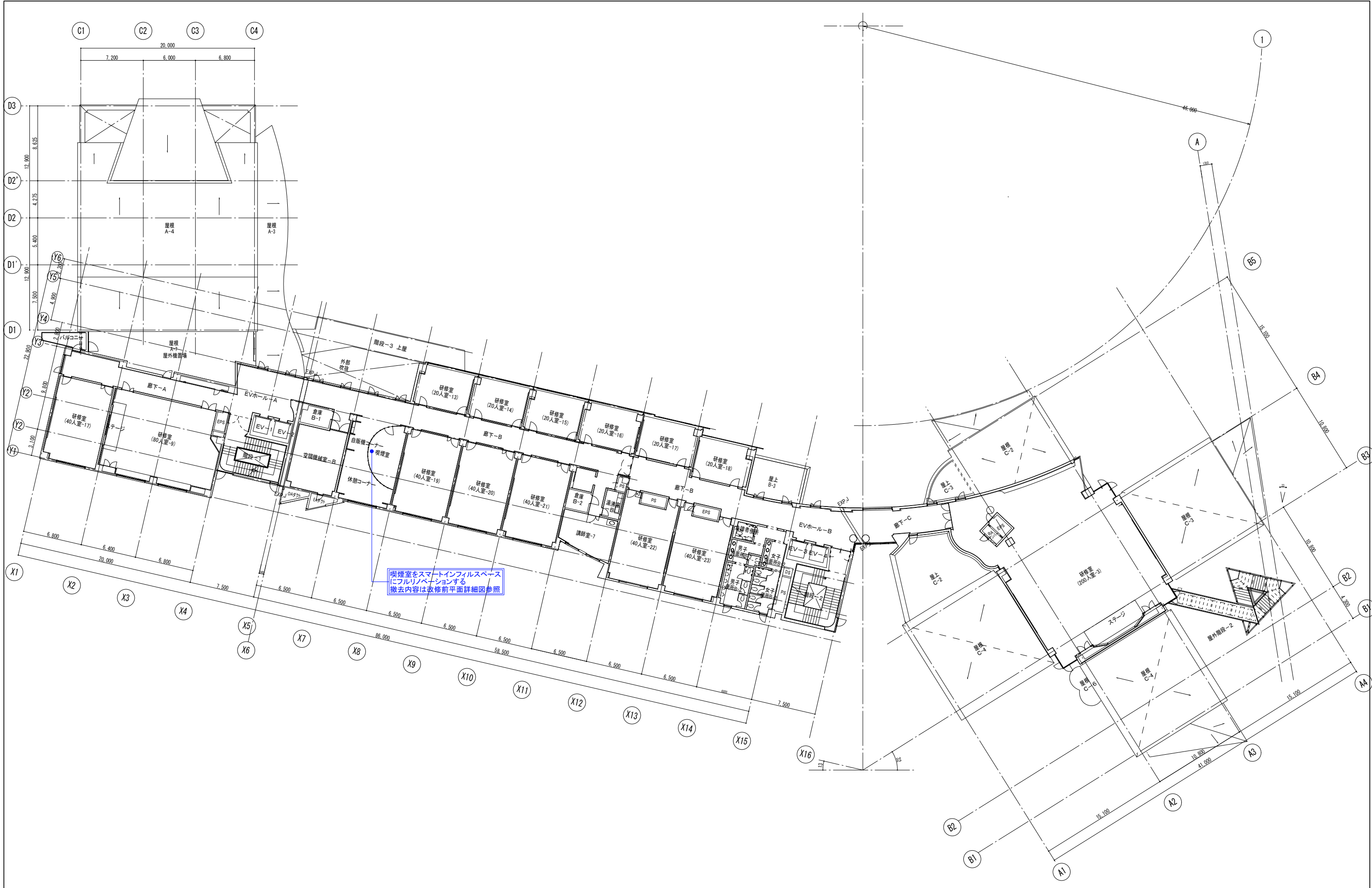
課長	課長補佐	係長	担当	独立行政法人 国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センター一棟改修工事
				改修前 3階平面図
				縮尺 1:400 (A3)
独立行政法人 国立青少年教育振興機構				A-011
業務名 独立行政法人 国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センター一棟他機能改善整備設計業務				坂倉建築研究所 大阪事務所 一級建築士 第204483号 矢道 弘志



喫煙室を研修室(40人室)にフルリノベーションする
撤去内容は改修前平面詳細図参照

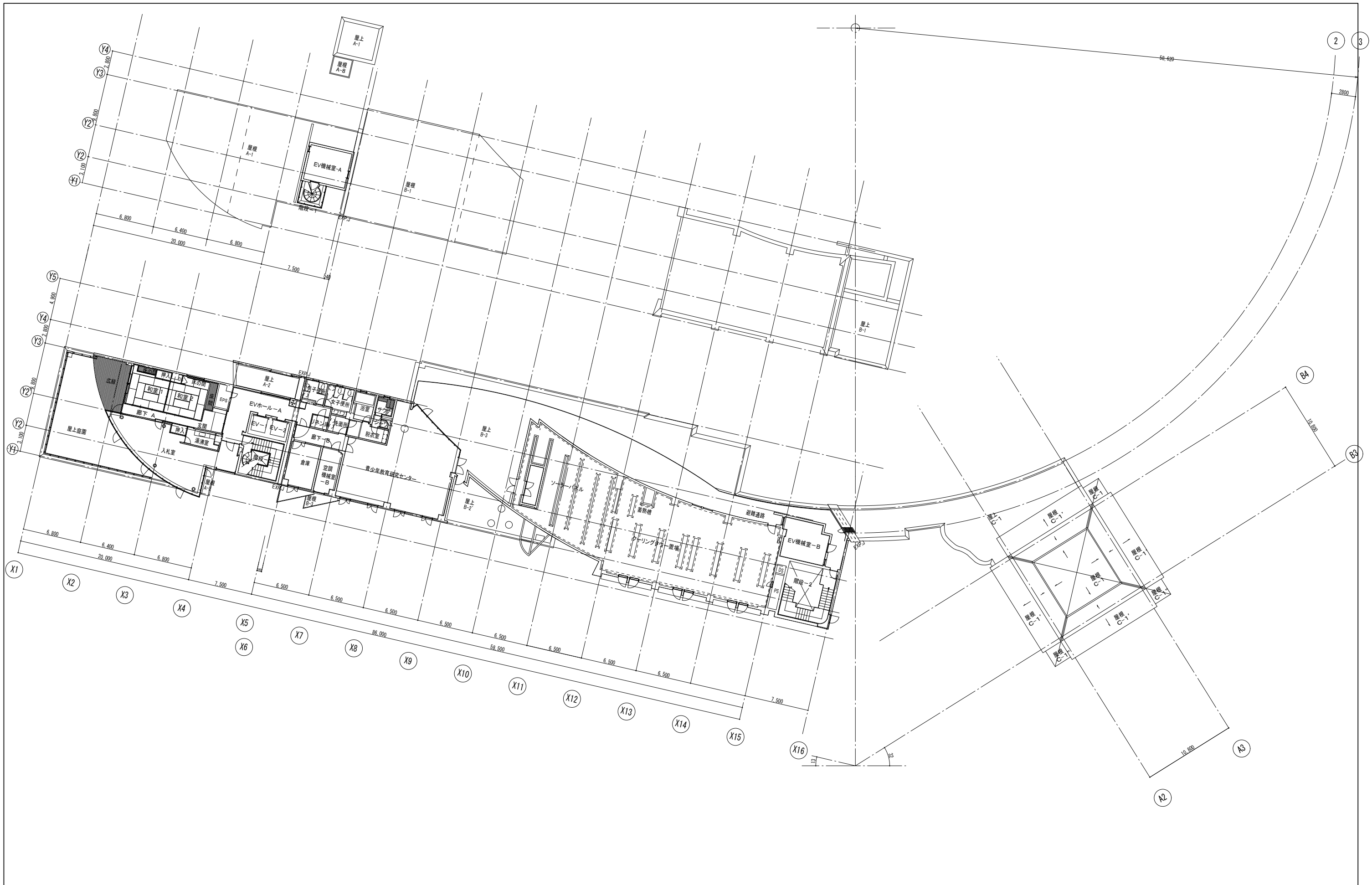
凡例
 : 本改修工事項目を示す

課長	課長補佐	係長	担当	独立行政法人 国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センターセンター棟改修工事
				改修前 4階平面図
				縮尺 1:400 (A3)
独立行政法人 国立青少年教育振興機構				A-012
業務名 独立行政法人 国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センター センター棟他機能改善整備設計業務				坂倉建築研究所 大阪事務所 一級建築士 第204483号 央道 弘志



凡例
***** :本改修工事項目を示す

課長	課長補佐	係長	担当	独立行政法人 国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センターセンター棟改修工事
				改修前 5階平面図
				縮尺 1:400 (A3)
独立行政法人 国立青少年教育振興機構				A-013
業務名 独立行政法人 国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センター センター棟他機能改善整備設計業務				坂倉建築研究所 大阪事務所 一級建築士 第204483号 矢道 弘志



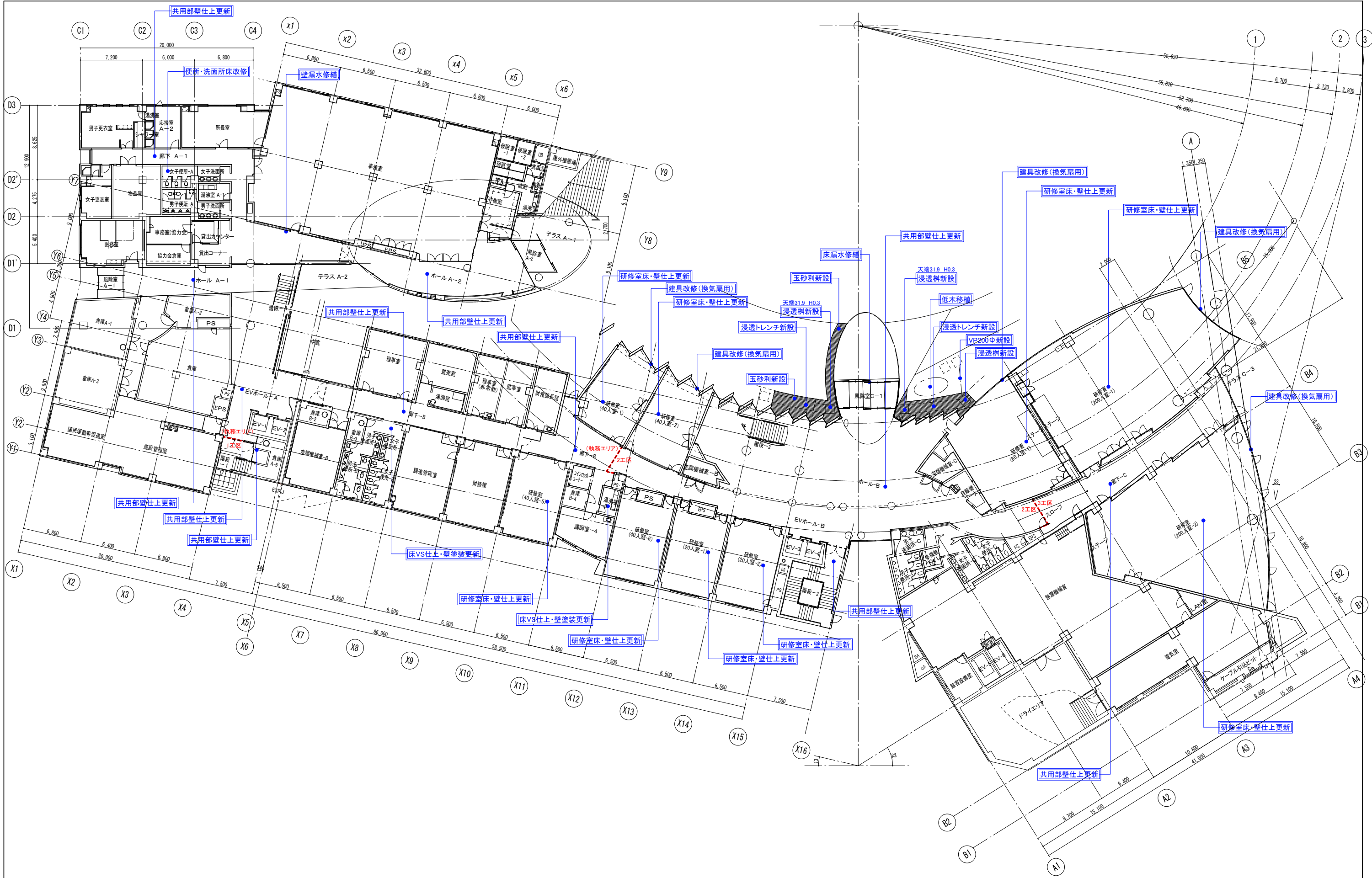
凡例
***** : 本改修工事項目を示す

課長	課長補佐	係長	担当	独立行政法人 国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センターセンター棟改修工事			
				改修前 6階平面図			
独立行政法人 国立青少年教育振興機構				縮尺 1 : 400 (A3)			
業務名 独立行政法人 国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センター センター棟他機能改善整備設計業務				A-014			
坂倉建築研究所 大阪事務所				一級建築士 第204483号 央道 弘志			



凡例
 : 本改修工事項目を示す

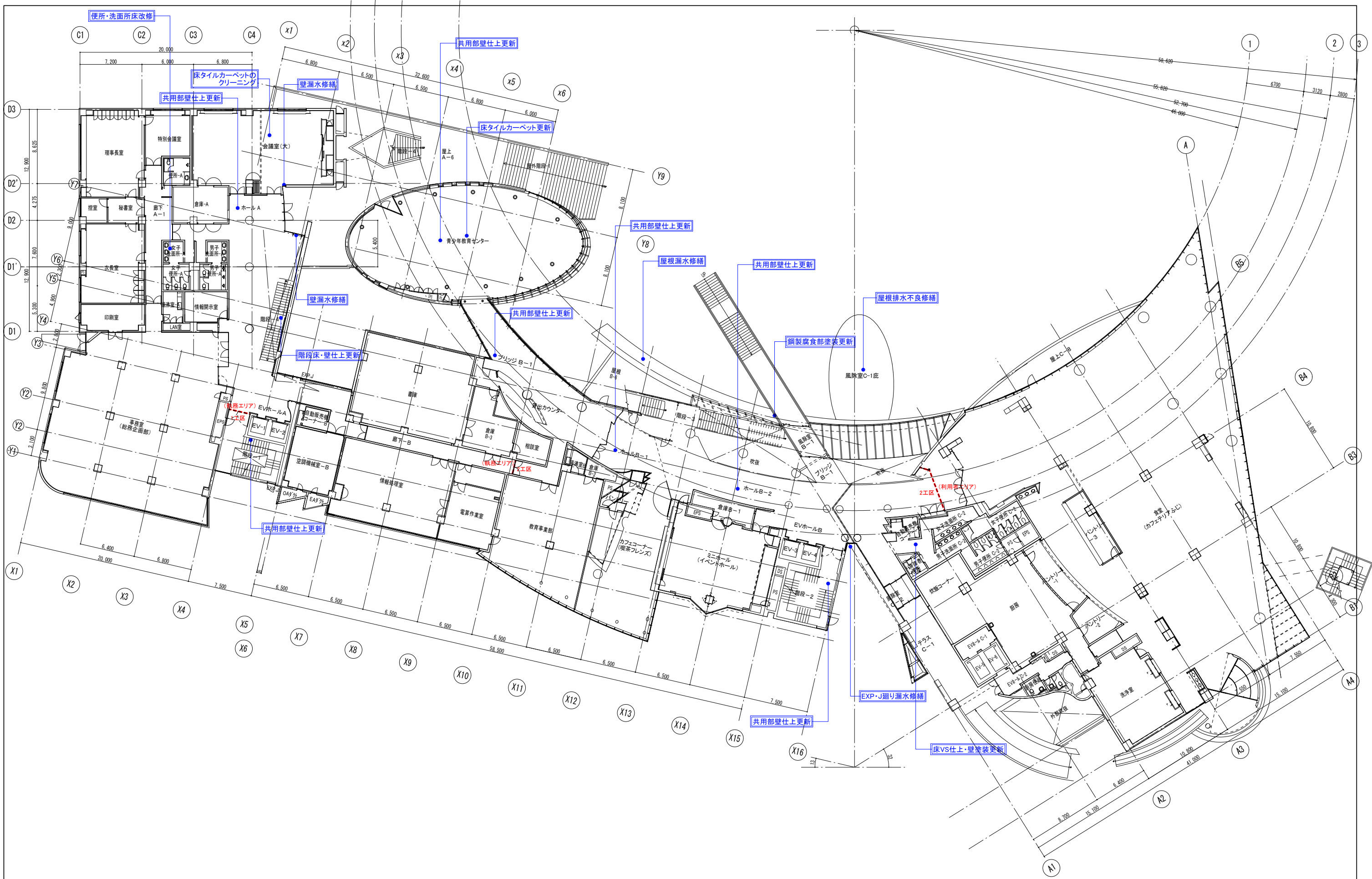
課長	課長補佐	係長	担当	独立行政法人 国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センター一棟改修工事
				改修前 地階平面図
				縮尺 1:400 (A3)
独立行政法人 国立青少年教育振興機構				A-015
業務名 独立行政法人 国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センター センター棟他機能改善整備設計業務				坂倉建築研究所 大阪事務所 一級建築士 第204483号 矢道 弘志



特記事項
 1) 特記なき限り、共用部の壁塗装更新範囲は床更新範囲に同じとする
 2) 研修室の仕上更新内容は平面詳細図を参照する

- 凡例
- ***** : 本改修工事項目を示す
 - : 共用部床リノリウム仕上更新範囲を示す
 - : 仮設間仕切壁(指定部分)

課長	課長補佐	係長	担当	独立行政法人 国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センターセンター棟改修工事 改修後 1階平面図 縮尺 1:400 (A3)
独立行政法人 国立青少年教育振興機構				A-016
業務名 独立行政法人 国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センター センター棟他機能改善整備設計業務				坂倉建築研究所 大阪事務所 一級建築士 第204483号 矢道 弘志



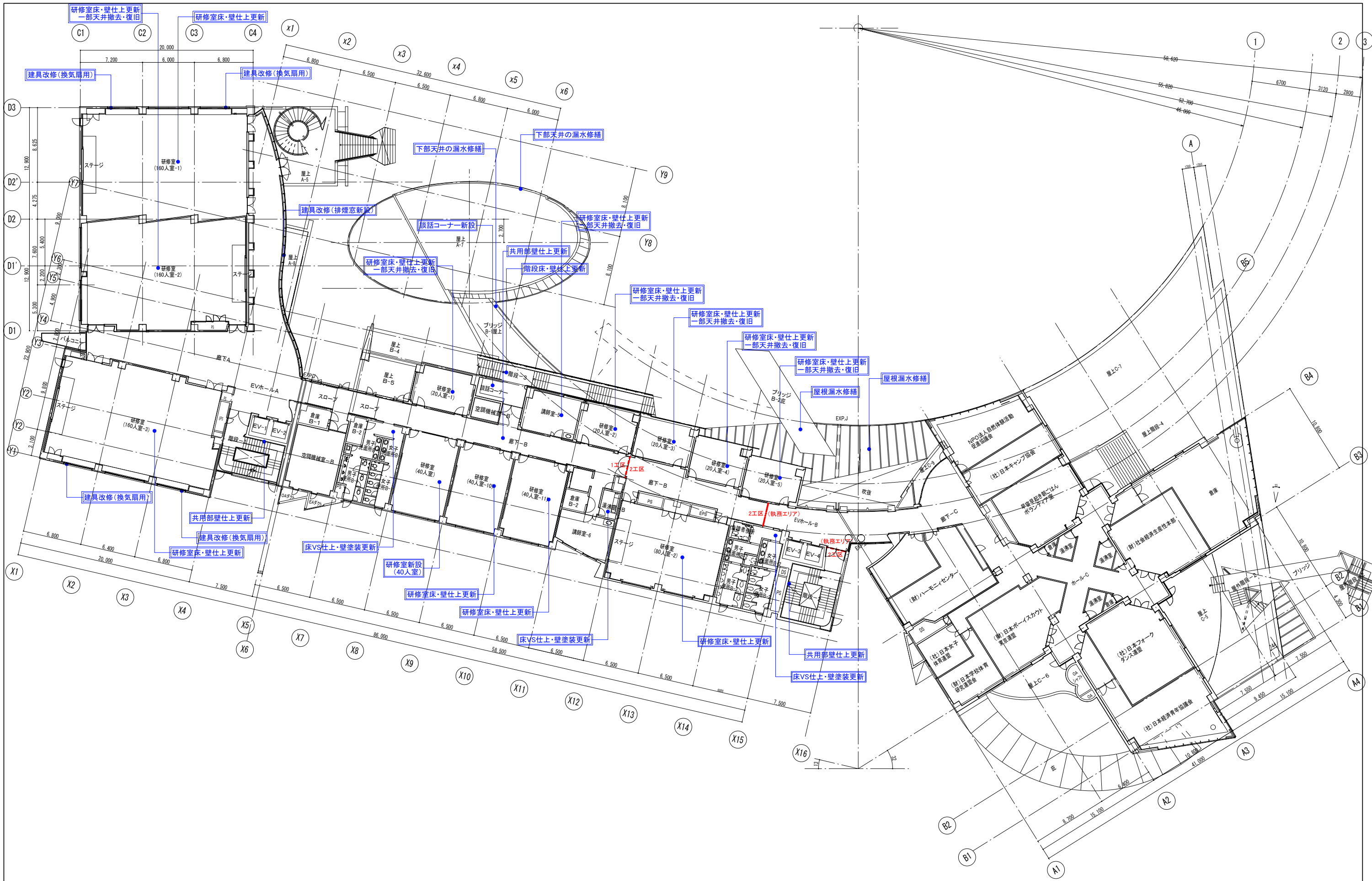
特記事項
 1) 特記なき限り、共用部の壁塗装更新範囲は床更新範囲に同じとする
 2) 研修室の仕上更新内容は平面詳細図を参照する

凡例

- ***** : 本改修工事項目を示す
- : 共用部床リノリウム仕上更新範囲を示す
- : 仮設間仕切壁(指定部分)

課長	課長補佐	係長	担当
独立行政法人 国立青少年教育振興機構			
業務名 独立行政法人 国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センター センター棟他機能改善整備設計業務			

独立行政法人 国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センターセンター棟改修工事			
改修後 2階平面図			
縮尺 1: 400 (A3)			
			A-017
独立行政法人 国立青少年教育振興機構 坂倉建築研究所 大阪事務所			一級建築士 第204483号 矢道 弘志

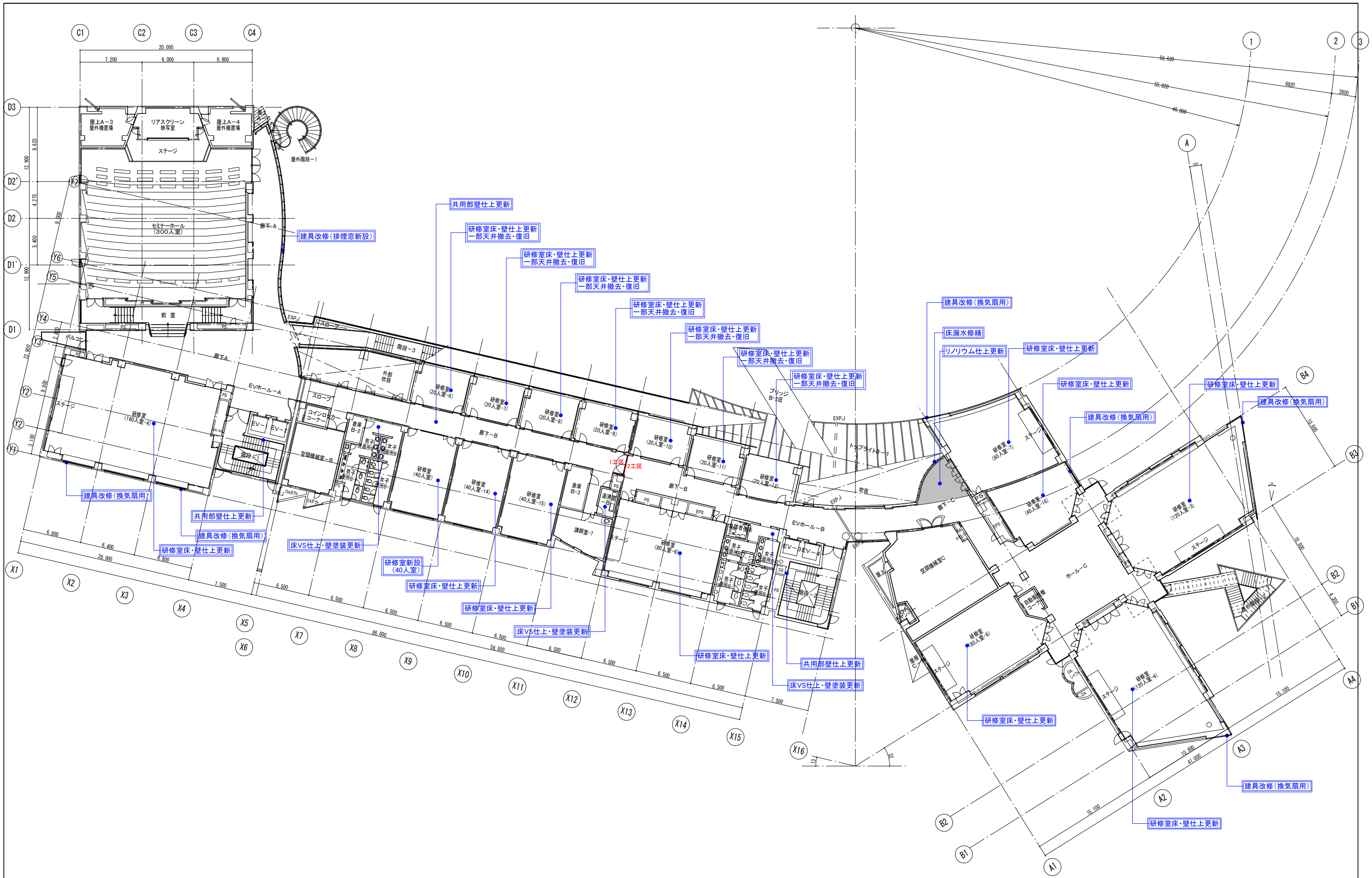


特記事項
 1) 特記なき限り、共用部の壁塗装更新範囲は床更新範囲に同じとする
 2) 研修室の仕上更新内容は平面詳細図を参照する

- 凡例
- ***** : 本改修工事項目を示す
 - : 共用部床/リリウム仕上更新範囲を示す
 - : 仮設間仕切壁(指定部分)

課長	課長補佐	係長	担当
独立行政法人 国立青少年教育振興機構			
業務名 独立行政法人 国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センター 棟他機能改善整備設計業務			

独立行政法人 国立青少年教育振興機構
 国立オリンピック記念青少年総合センター棟改修工事
 改修後 3階平面図
 縮尺 1:400 (A3)
 A-018
 坂倉建築研究所 大阪事務所 一級建築士 第204483号 矢道 弘志

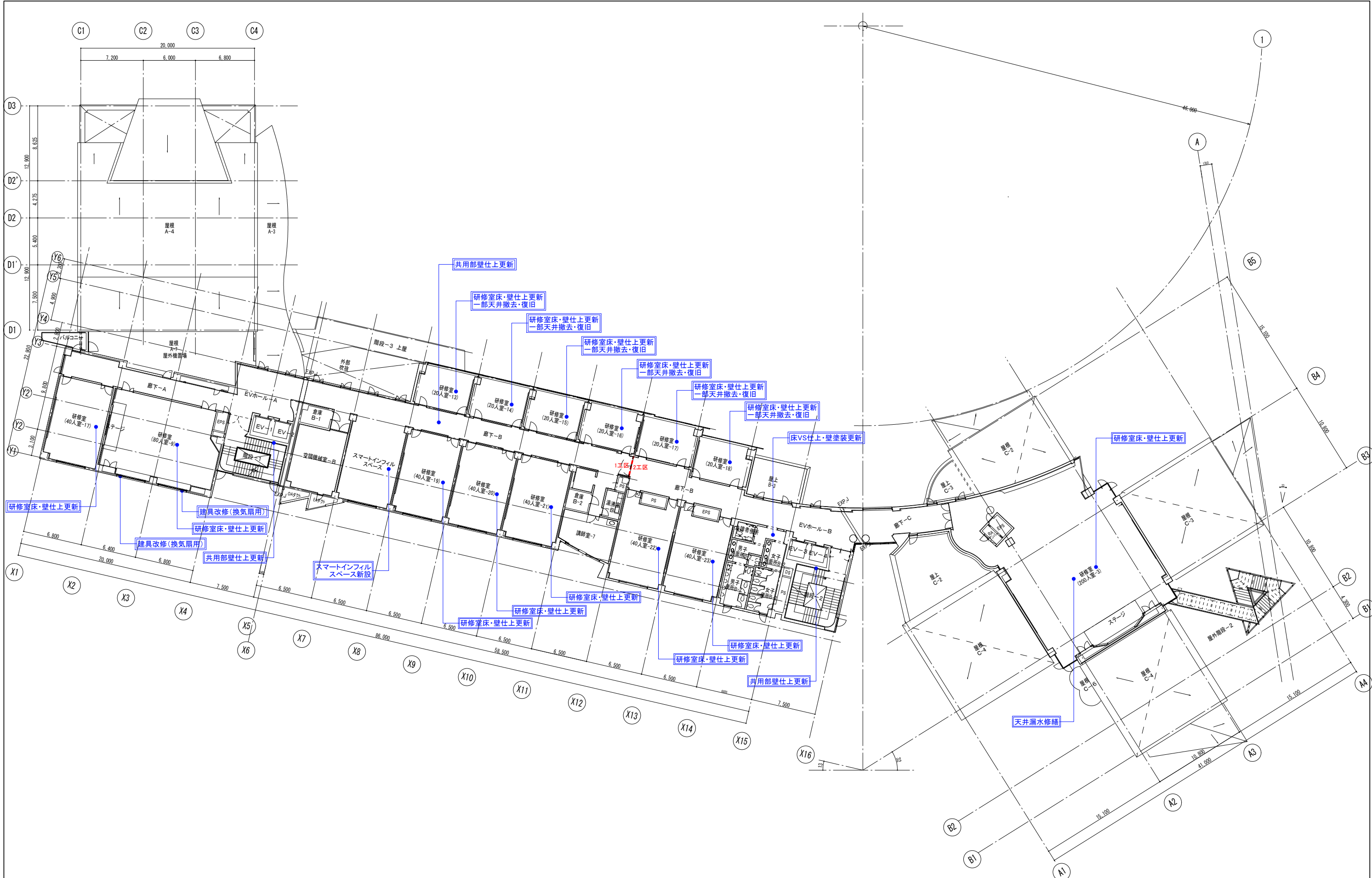


特記事項
 1) 特記なき限り、共用部の壁塗装更新範囲は床更新範囲に同じとする
 2) 研修室の仕上更新内容は平面詳細図を参照する

- 凡例
- ***** : 本改修工事項目を示す
 - : 共用部床リノリウム仕上更新範囲を示す
 - : 仮設間仕切壁(指定部分)

課長	課長補佐	係長	担当
独立行政法人 国立青少年教育振興機構			
業務名 独立行政法人 国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センター センター棟他機能改善整備設計業務			

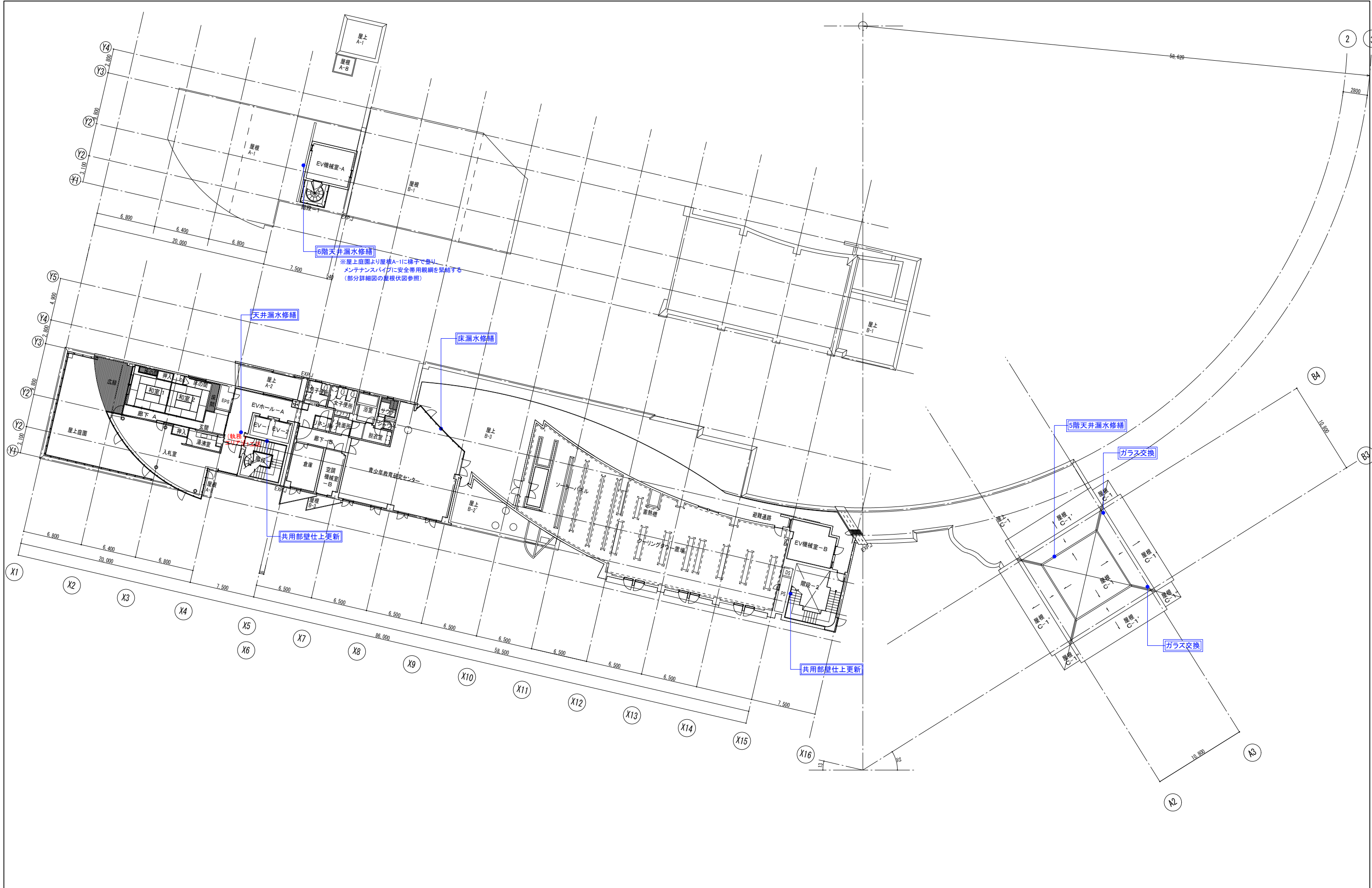
独立行政法人 国立青少年教育振興機構
 国立オリンピック記念青少年総合センターセンター棟改修工事
 改修後 4階平面図
 縮尺 1:400 (A3)
 独立行政法人 国立青少年教育振興機構
 坂倉建築研究所 大阪事務所 一級建築士 第204483号 矢野 弘志



特記事項
 1) 特記なき限り、共用部の壁塗装更新範囲は床更新範囲に同じとする
 2) 研修室の仕上更新内容は平面詳細図を参照する

- 凡例
- ***** : 本改修工事項目を示す
 - : 共用部床/リリウム仕上更新範囲を示す
 - : 仮設間仕切壁(指定部分)

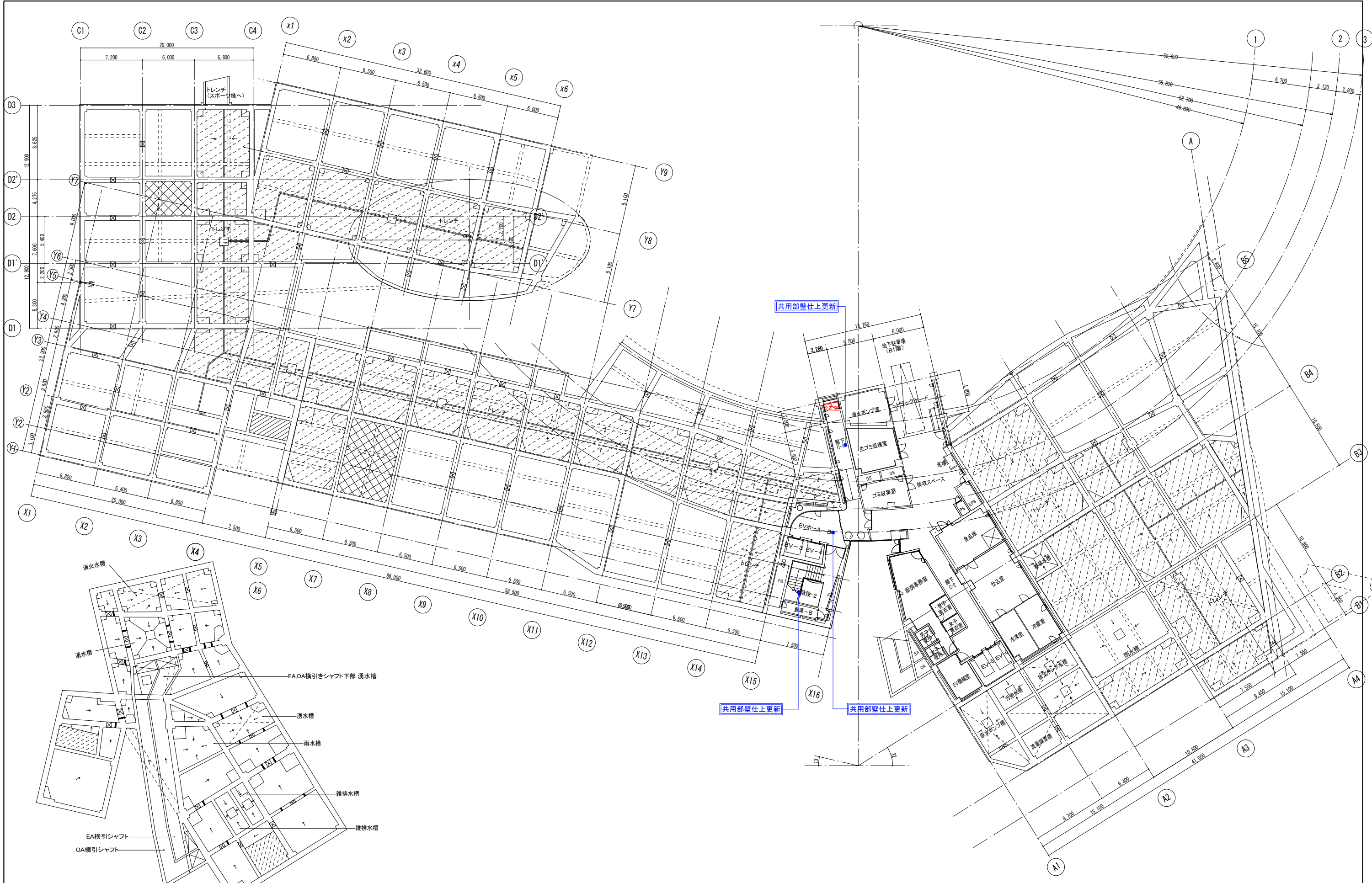
課長	課長補佐	係長	担当	独立行政法人 国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センター一棟改修工事 改修後 5階平面図 縮尺 1:400 (A3)
独立行政法人 国立青少年教育振興機構				A-020
業務名 独立行政法人 国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センター センター棟他機能改善整備設計業務				坂倉建築研究所 大阪事務所 一級建築士 第204483号 矢道 弘志



特記事項
 1) 特記なき限り、共用部の壁塗装更新範囲は床更新範囲に同じとする
 2) 研修室の仕上更新内容は平面詳細図を参照する

- 凡例
- ***** : 本改修工事項目を示す
 - : 共用部床リリウム仕上更新範囲を示す
 - : 仮設間仕切壁(指定部分)

課長	課長補佐	係長	担当	独立行政法人 国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センターセンター棟改修工事
				改修後 6階平面図
独立行政法人 国立青少年教育振興機構				縮尺 1 : 400 (A3)
独立行政法人 国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センターセンター棟他機能改善整備設計業務				A-021
坂倉建築研究所 大阪事務所				一級建築士 第204483号 矢道 弘志



特記事項
 1) 特記なき限り、共用部の壁塗装更新範囲は床更新範囲に同じとする
 2) 研修室の仕上更新内容は平面詳細図を参照する

凡例
 ***** : 本改修工事項目を示す
 [Hatched Area] : 共用部床リノリウム仕上更新範囲を示す
 [Red Line] : 仮設間仕切壁(指定部分)

課長	課長補佐	係長	担当	独立行政法人 国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センターセンター棟改修工事 改修後 地階平面図 縮尺 1:400 (A3)
独立行政法人 国立青少年教育振興機構				A-022
業務名 独立行政法人 国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センター センター棟他機能改善整備設計業務				坂倉建築研究所 大阪事務所 一級建築士 第204483号 矢道 弘志